

第3章 中小企業経営者の方へ

1 経営の強化・改善を図りたい

(1) 経営相談・経営支援

(公財)東京都中小企業振興公社

中小企業の成長ステージに応じた、多彩な支援メニューを提供しています。本社（秋葉原）、城東（青砥）・城南（蒲田）・多摩（西立川）の各支社で事業を実施しているほか、知的財産に関するさまざまな相談には、東京都知的財産総合センターが対応しています。

(公財)東京都中小企業振興公社 本社 ☎ 03 (3251) 7881
 同 城東支社 ☎ 03 (5680) 4631
 同 城南支社 ☎ 03 (3733) 6284
 同 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

東京都知的財産総合センター ☎ 03 (3832) 3656
 窓口開設時間 平日午前9時～午後5時

(相談内容により窓口開設時間が異なる場合がありますので、お問合せください。)

総合相談窓口

中小企業からの多様な相談に対応するため、中小企業診断士、司法書士、公認会計士、税理士、社会保険労務士、弁護士等の専門家を配置した総合相談窓口を設置し、ワンストップで対応しています。

分野	ワンストップ総合相談窓口の配置専門家
経営・金融・労務	中小企業診断士・社会保険労務士
法 律	弁護士
創業・会社設立	中小企業診断士・司法書士・行政書士
IT、IoT、AI	ITコーディネータ
税務・会計	税理士、公認会計士
ISO認証取得支援	ISO審査員
悪質クレーム対応	中小企業診断士・社会保険労務士

(相談曜日をお確かめください。)

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881
 同 城東・城南・多摩 各支社 (☞p70)

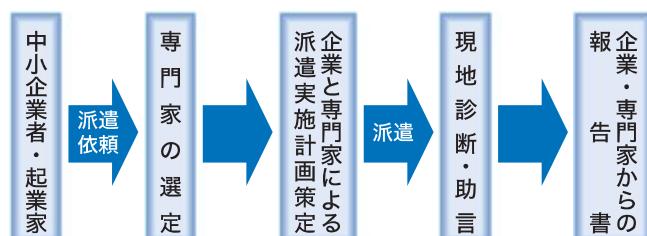
(公財) 東京都中小企業振興公社

(公財)東京都中小企業振興公社は幅広いネットワークを活用し、他の支援機関と連携しながら中小企業の経営・技術基盤強化のためのサポートを行っています。そのネットワークは都内のみならず、近隣地域及び海外にまで広がっています。

公社ホームページ <https://www.tokyo-kosha.or.jp/>

専門家の派遣

企業経営上の様々な課題を解決するため、中小企業診断士、公認会計士、ITコーディネータ、技術士、税理士等の民間の専門家が企業の現場へ出向いて支援する「専門家派遣事業」を有料で実施します。



問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881

政策課題対応型専門家派遣事業

デジタルやグリーン、防災などの政策課題に係る取組を行う中小企業に、その取組に係る経営上の課題を解決するため、中小企業診断士等の専門家を派遣します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03 (3251) 7881

経営相談・記帳指導

商工会、商工会議所には、小規模企業者の経営パートナーとして、経営指導員が配置されており、経営に関するさまざまなご相談に応じています。

また、記帳については記帳相談員による指導、事業承継等については都内7箇所に整備された支援拠点のコーディネータ及び専門家による支援を行っています。

問合せ先

各商工会・商工会議所

(☞p72)

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

倒産防止特別相談

倒産のおそれのある中小企業の方から、事前に相談を受けて、経営的に見込みのあるものについては再建の方途を講じ、見込みのないものについては、円滑な整理を図ることを目的とする特別相談を行っています。

問合せ先

東京商工会議所経営安定特別相談室 ☎ 03 (3283) 7742
東京都商工会連合会経営安定特別相談室 ☎ 042 (500) 3885

東京都企業立地相談センター

都内でオフィス、店舗、工場、事業用地等を探している方に対し、専門のアドバイザーが要望をお伺いし、不動産事業者への一斉照会や各種支援制度等の情報提供を行います。



問合せ先

東京都企業立地相談センター
(東京都江東区東陽 2-4-24 サスセンター 1 階)
☎ 03 (6803) 6280 (平日 9:00-17:00)

事業承継・事業再生等の相談

事業承継の問題を抱えている中小企業者に対して、専門スタッフが相談に応じ個々の課題解決や M&A の取組を支援するほか、円滑な事業承継を進めるための普及啓発セミナーを開催します。

また、業績不振等の問題を抱える中小企業に対して、できるだけ早い段階で経営改善策が講じられるよう、個々の経営課題に応じた専門的なアドバイスを行うなど、具体的な支援を行います。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 0120 (008) 275
☎ 03 (3251) 7885

事業再生特別相談窓口

新型コロナウイルス感染症の影響により急激に経営状況が悪化するなど、深刻な影響を受けている中小企業の皆様からのご相談に対応します。必要に応じて支援方針を策定の上、中小企業診断士等の専門家を無料で派遣し、経営改善や資金繰り等に関するアドバイスを実施します。(1社 16回まで。無料)

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 03 (3251) 7885

団体向け事業承継促進支援事業

中小企業団体及びその会員企業の抱える事業承継・経営安定化に係る課題を一体的に支援します。

問合せ先

東京都中小企業団体中央会 支援課 ☎ 03 (3542) 0318

事業承継税制の対象企業認定

経営承継円滑化法に基づき、中小企業又は個人事業者の後継者が先代経営者からの贈与、相続又は遺贈により取得した非上場株式等に係る贈与税・相続税を納税猶予等する特例制度の対象企業の認定を行い、円滑な事業承継を支援します。

問い合わせ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4785

中小企業活力向上プロジェクトネクスト

都と都内中小企業支援機関との連携の下、商工会・商工会議所の経営指導員と中小企業診断士が経営診断チェックを行い、企業ニーズに応じて上限9回まで専門家の派遣を行います。これにより、経営課題の発見から、短期的・中長期的課題の解決までを切れ目なく一気通貫に支援します。また、事業計画を進めるにあたって直面した新たな課題を解決するため、継続的なフォローアップも行います。

問合せ先

中小企業活力向上プロジェクトネクスト実行委員会
☎ 03 (3283) 7388

ゼロエミッション東京の実現に向けた共同技術開発支援事業

中小企業がグループを組成して実施する脱炭素社会の実現に向けた共同技術開発の取組に対して、コーディネータを無料で派遣して事業の実施を支援し、経費の一部を助成します。

問合せ先

東京都中小企業団体中央会 業務課 ☎ 03 (3542) 0317

「新しい日常」対応型サービス創出支援事業

社会の変化に応じた新たなサービス創出及び事業化に向けた取組に対し、専門家によるハンズオン支援を行うとともに、必要に応じて実行に必要な経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎ 03 (5822) 7232

生産性向上のためのデジタル技術活用推進事業

デジタル技術の活用により生産性の向上を図る中小企業者等を対象に、セミナーや相談対応、専任のアドバイザーによる長期的な支援を行います。また、人材育成講座を実施するほか、デジタル技術の活用に要する経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 03 (3251) 7917

中小企業新戦略支援事業（団体向け）

中小企業団体等又は中小企業グループが取り組む業界の活性化に向けた共同事業の実施に対して、コーディネータを無料で派遣、又は事業費の一部を助成し、事業計画の策定から事業の実施までを一連的に支援します。

また、「新しい日常」に対応するために、団体が取り組むデジタル技術等を活用した業界活性化の先進的な事業プランを選定し、実施に向けて包括的に支援します。

問合せ先

東京都中小企業団体中央会 振興課 ☎ 03 (3542) 0040

東京都 BCP 策定支援事業

大地震等の予期せぬ事態が発生した際に、会社・事業・従業員を守るために取り組む「事業継続計画（BCP）」の策定を支援します。また、既に BCP を策定された都内中小企業を対象に、模擬訓練演習等を行うセミナーを開催し、BCP の継続的な取組を支援します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 03 (3251) 7885

団体向けリスクマネジメント普及啓発事業

中小企業団体等を対象にリスクマネジメントの重要性を普及するセミナーを開催します。また、団体が組合員等に対し実施するリスクマネジメントの普及啓発に関する取組（研修の開催・普及啓発リーフレットの作成等）にかかる経費の一部を助成します。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先

東京都中小企業団体中央会 業務課 ☎ 03 (3542) 0317

中小企業サイバーセキュリティ向上支援事業

オンラインツールの急速な広がりに伴うサイバー攻撃リスクの高まりや中小企業のサイバーセキュリティ対策の必要性を踏まえ、セキュリティ機器の試行設置などの技術的支援や社内規定ポリシーの策定・見直し等への専門的支援等、サイバーセキュリティ対策の向上につながる支援を実施します。

また、警視庁や中小企業支援機関等と連携し、ポータルサイトやガイドブックを活用したサイバーセキュリティに関する様々な情報発信やサイバーセキュリティ対策に関する様々な内容について相談を受け付けています。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4773

中小企業における危機管理対策促進事業

企業の危機管理対策を促進するため、BCP の実践、サイバーセキュリティ対策、エネルギーコストの削減に向けた設備機器の導入に必要な経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 設備支援課
☎ 03 (3251) 7889

中小企業 S D G s 経営推進事業

S D G s 経営を推進するための施策（普及啓発、情報発信等）を展開し、企業の中長期的な成長を促進することで、企業価値や競争力の向上を図ります。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 経営戦略課
☎ 03 (5822) 7232

(2) 雇用環境の整備

雇用管理等に関する相談

労働相談

- ・就業規則を作りたい
- ・労働組合について知りたい
- ・賃金や退職金の水準を知りたい

こんなときは労働相談情報センターの労働相談をご利用ください。労働相談情報センターには、事業主の方からも年間約9千件の相談が寄せられています。

(→ p4)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所

(☎ → p73)

非正規雇用アドバイザー制度

アドバイザーが、事業所等を訪問し、パートタイム・有期雇用労働法のポイントや非正規労働者の雇用管理の改善についてアドバイスをしています。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所

(☎ → p73)

両立支援推進員制度

育児・介護などの家庭生活と仕事の両立に関する取組推進について、中小企業の皆様からのご相談をお受けします。

問合せ先

労働相談情報センター 事業普及課 ☎ 03 (5211) 2248

働き方改革促進事業

企業が自立して働き方改革に取り組めるよう、相談窓口の設置、働き方改革に必要な法知識やノウハウ等の提供、専門家による社内推進のサポートを行います。

1 TOKYO「働き方改革、ライフ・ワーク・バランス」相談窓口の設置
働き方改革に関連した雇用環境整備や生産性向上等に関し、企業向け相談窓口を設けます。

2 働き方改革集中講座の実施

主に中小企業の経営者や人事労務担当者等を対象に、働き方改革に関する法令や事例、改革を社内で推進する上でのノウハウ等を体系的に学ぶ講座を実施します。

3 働き方改革推進のための専門家派遣の実施

社内における働き方改革の推進をサポートする社労士等の専門家を企業に派遣します。

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03 (5211) 2248

働き方改革支援事業

働き方改革宣言企業に対し、宣言後の取組状況の確認や今後の進め方を助言し、企業の具体的な取組を後押しします。

働き方改革宣言企業への巡回・助言

働き方改革宣言を行った企業を巡回し、円滑な制度利用等の観点から状況に応じた助言を行います。

問合せ先

(公財) 東京しごと財団 雇用環境整備課

☎ 03 (5211) 2396

働きやすい職場環境づくり

従業員が安心して働くことのできる雇用環境の整備を推進するため、育児・介護や病気治療と仕事の両立、非正規労働者の雇用環境の改善等に取り組む中小企業等を支援します。

1 研修会

働きやすい職場環境づくりに関する知識を習得できる企業向けの研修会を行います。

2 専門家派遣

働きやすい職場環境づくりに意欲がある企業等に専門家を派遣（無料）し、企業の取組レベルに応じた助言を行います。

3 奨励金

働きやすい職場環境づくりを図る取組を行った企業に対して奨励金を支給します。

(→ p45)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所

(☎ → p73)

女性の活躍推進加速化事業

中小企業における女性活躍推進の取組について、研修やコンサルティング等を通じて、知識・ノウハウの取得を支援します。

1 スタートアップ研修会（取組開始支援）

- ・対象：都内中小企業の経営者及び人事・総務担当者等
- ・実施時期：2021年7月から2022年1月まで
- ・研修内容：中小企業における女性活躍推進の必要性、重要性について

2 行動計画策定支援研修会（導入支援）

- ・対象：都内中小企業の経営者及び人事・総務担当者等
- ・実施時期：2021年6月から2022年3月まで
- ・研修内容：女性活躍推進法における一般事業主行動計画の策定方法について

3 フォローアップコンサルティング

- ・対象：2の研修を受講する都内中小企業
- ・実施時期：2021年6月から2022年3月まで
- ・コンサルティング内容：一般事業主行動計画の策定及び見直し・改善

4 働く女性キャリアステップ応援塾（管理職を目指す女性従業員向け研修）

- ・対象：都内中小企業の女性従業員
- ・実施時期：2021年6月から2022年3月まで
- ・研修内容：キャリアデザイン・ビジネススキル向上について

5 女性管理職を支える男性管理職向け研修会・交流会

- ・対象：都内中小企業の男性管理職・リーダー
- ・実施時期：2021年7月から2022年3月まで
- ・研修内容：女性管理職を育成・アシストするための支援スキルについて

※各研修・交流会の詳細は、「TOKYO はたらくネット」、チラシ・リーフレット等をご参照ください。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4645

企業で働く女性管理職等のキャリア支援事業

女性管理職を生み出し、支援する気運醸成を図るとともに、女性管理職のスキルアップのためのプログラムを実施します。

1 働く女性のキャリア形成に向けた講演会

女性管理職を増やし、その活躍を支援するため、女性管理職のキャリア形成に向けた講演会を実施します。

- 対象：都内企業の女性管理職候補者、女性管理職、男性管理職等
- 実施時期：2021年11月

2 女性管理職のスキルアップ講座

女性管理職のキャリアの維持や更なる向上を支援するためのプログラムを実施します。

- 対象：都内企業の女性管理職、女性管理職候補者
- 実施時期：2021年10月

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4645

東京ライフワーク・バランス認定企業制度

東京ライフ・ワーク・バランス認定企業

従業員が生活と仕事を両立しながらいきいきと働き続けられる職場の実現に向けて、優れた取組を実施している中小企業等を東京ライフ・ワーク・バランス認定企業として認定しています。認定企業には「PR用DVD」等を東京都が作成し、取組内容を東京都のホームページ等で広く公表します。

また、「ライフ・ワーク・バランスEXPO 東京」で認定状授与式のほか取組の紹介、認定企業のPRを行います。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4649
<https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/hatarakikata/lwb/ikiiki/>

家庭と仕事の両立支援推進事業

1 家庭と仕事の両立支援推進企業の登録

法定以上の育児・介護と仕事の両立支援制度の整備数や利用状況を確認の上、両立支援推進企業マークを付与します。登録企業は、ホームページやイベント等で紹介するなど、東京都が積極的なPRを行っていきます。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

2 家庭と仕事の両立支援ポータルサイト

経営者や人事労務担当者、働く方々を対象に、家庭と仕事の両立に役立つ情報を提供するポータルサイトを運営しています。

「家庭と仕事の両立支援ポータルサイト」

<https://www.katei-ryoritsu.metro.tokyo.lg.jp>

3 介護と仕事の両立推進シンポジウム（仮称）

主に中小企業経営者、人事労務担当者の方を対象に、介護と仕事の両立の重要性や取組事例について紹介するイベントを開催します。（2021年10月開催予定）。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4649

職場のメンタルヘルス対策推進事業

1 職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーンの展開

メンタルヘルス対策推進の社会的機運を醸成するため「職場のメンタルヘルス対策推進キャンペーン」を展開し、普及啓発活動を積極的に行います。

2 ポジティブメンタルヘルスシンポジウムの開催

主に中小企業の経営者の方を対象に、メンタルヘルス対策の重要性や企業経営への好影響について紹介する「ポジティブメンタルヘルスシンポジウム」を開催します。

3 職場のメンタルヘルス対策相談会の開催

職場内におけるメンタルヘルス対策の進め方等について、専門家がアドバイス等を行う相談会を開催します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4652

東京テレワーク推進センター

テレワーク推進施策に関する情報提供、相談、助言等の支援を国と連携してワンストップで提供します。センターでは、ICTツールを活用したテレワーク体験コーナーも設置しています。また、テレワーク導入企業の人材確保相談・マッチングイベントを実施するとともに、テレワーク推進に役立つセミナーを実施します。

問合せ先

東京テレワーク推進センター ☎ 03 (3868) 0708
<https://tokyo-telework.metro.tokyo.lg.jp>

テレワーク体験型セミナー

企業経営者等を対象に、テレワーク導入のメリットの理解や、機器の操作を通じてテレワークを体験できるセミナーを実施します。

・規模 200社（10社×20回）

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (3868) 3401

テレワーク導入・運用課題解決サポート事業 (テレワーク・ワンストップ相談窓口)

テレワーク導入・活用時に生じる、労働時間管理やコミュニケーション、情報セキュリティの確保等の課題について、テレワークに知見のある専門家が相談を行います。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (3868) 3401

ワークスタイル変革コンサルティング

都内の中堅・中小企業等を対象に、テレワークの導入や活用拡大を推進するため、専門のコンサルタントが訪問し、課題解決などの支援を行います。

☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (3868) 3401

TOKYO テレワークアプリ

テレワークの導入・実践に必要な情報を入手できるほか、セミナー等のお申込みやサテライトオフィス等の検索など、テレワークの推進を支援する無料の東京都公式アプリです。

<https://tokyo-telework.metro.tokyo.lg.jp/lp/2002app/index.html>

問合せ先
東京テレワーク推進センター ☎ 03 (3868) 3401

TOKYO テレワーク・モデルオフィス

多摩地域にサテライトオフィスを設置し、テレワークの推進を図ります。

<https://tokyo-telework.metro.tokyo.lg.jp/modeloffice/>

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (3868) 3401

働く人のチャイルドプランサポート事業

1 不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する研修

都内企業等の人事労務者等を対象に、不妊治療・不育症治療に関する基礎的な知識や、仕事との両立における身体的負担、精神的負担、職場におけるハラスマント防止策など、不妊治療・不育症治療と仕事の両立に必要な知識を付与するための研修を実施します。

2 不妊治療・不育症治療と仕事の両立支援奨励金

不妊治療・不育症治療と仕事の両立に関する相談体制を整備し、不妊治療・不育症治療を理由に取得できる休業制度もしくは休暇制度及び、治療中の従業員が利用できるテレワーク制度を整備するなどの取組を行った企業に対し奨励金を支給します。

- ・対象：都内企業等
- ・奨励内容等：
 - ①不妊治療および不育症治療のための休暇制度等の整備 40万円
 - ②不妊治療のための休暇制度等の整備 30万円
 - ③不育症治療のための休暇制度等の整備 10万円
(不妊治療や不育症治療のためのテレワーク制度を整備した場合 10万円加算)

問合せ先
産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4645

働くパパママ育休取得応援事業

1 働くママコース

従業員に1年以上の育児休業を取得させ、原職等に職場復帰させるなどの取組を行った企業に対して、奨励金を支給します。

- ・対象：都内中小企業
- ・金額：125万円

2 働くパパコース

男性の育児休業取得を奨励するため、男性従業員が連続して15日以上の育児休業を取得した場合に、育児休業取得期間に応じて奨励金を支給します。

- ・対象：都内企業（大企業含む）

- ・金額：25万円～300万円

※中小企業向けに子の出生後8週の期間に係る加算措置等の特例があります。

問合せ先

(公財) 東京しごと財団雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2399

介護休業取得応援事業

従業員に合計15日以上の（有給の介護休暇を含む）介護休業を取得させ、原職等に復帰させるとともに、就業規則等で法定を上回る介護休業期間等の規定を新たに整備した企業に対して、奨励金を支給します。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：合計15日以上で25万円
合計31日以上で50万円

問合せ先

(公財) 東京しごと財団雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2399

育児・介護からのジョブリターン制度整備推進事業

結婚、配偶者の転勤、妊娠、出産、育児又は介護を理由に退職した方が、退職前の会社に復帰できる制度を整備した企業に対し、奨励金を支給します。

- ・対象：都内中小企業等
- ・金額：20万円

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 7594

サテライトオフィス設置等補助事業

企業や団体等が設置するサテライトオフィスの経費を助成します。

コース名	設置地域	補助上限額	補助率
サテライト オフィス 設置コース	市町村	○整備・改修費 1,500万円 (2,000万円※) ○運営費 600万円 (800万円※)	○整備・改修費 1/2(2/3※) ○運営費 1/2(2/3※)
		○整備・改修費 133万円	○整備・改修費 2/3
ミニ ワーケーション コース	西多摩・ 島しょ等		

※補助事業者が保育所を併設又は利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合やサテライトオフィス整備推進地域に設置する場合（整備・改修費のみ）に、補助限度額・補助率アップ

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4657

東京ジョブコーチ職場定着支援事業

事業者が障害者を円滑に受け入れ雇用継続できるように、国に準じた都独自の東京ジョブコーチが、企業等の要請に応じて職場定着支援を行います。

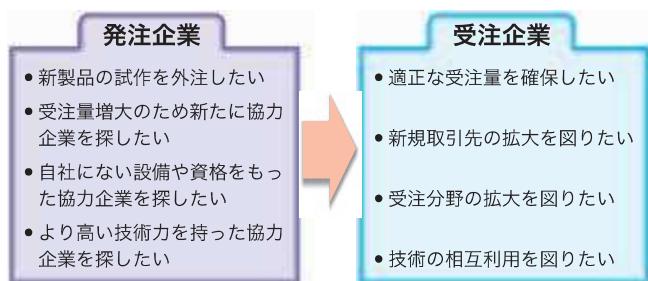
問合せ先

(公財) 東京しごと財団障害者就業支援課
☎ 03 (5211) 2682
東京ジョブコーチ支援センター ☎ 03 (3378) 7057

(3) 販路開拓・取引情報

受注・発注情報の提供

(公財) 東京都中小企業振興公社では、受注・発注を求める企業に情報の提供を行っています。情報提供には、公社への登録が必要です。公社ホームページから登録できます。



問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
☎ 03 (5822) 7250
同 城東・城南・多摩各支社 (☎→ p70)

中小企業世界発信プロジェクト 2020

東京 2020 大会開催等に伴う経済波及効果を日本全国の中小企業に波及させるため、官民の入札・調達情報を一元的に集約した情報ポータルサイト「ビジネスチャンス・ナビ 2020」を運営し、中小企業の受注機会の拡大を支援するとともに、中小企業が開発した創意あふれる製品・サービスを集め、展示会への出展を通じた販路開拓を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局
☎ 03 (5822) 7239

全国受発注ネットワーク化事業

東京と全国各地との商取引による結び付きを一層強化するため、地域の産業や企業活動に精通したネットワーク・サポーターを各地域に配置し、受発注情報を共有することでマッチングの広域化を図り、全国の中小企業の受注機会等の拡大を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社
中小企業世界発信プロジェクト推進協議会事務局
☎ 03 (5822) 7239

優れた製品や技術への支援事業 (ニューマーケット開拓支援)

豊富な営業経験と幅広い分野の商品知識を有する企業 OB が持つネットワークや市場情報を活用して、高い製品開発力・技術力の評価を得ている都内中小企業が開発した新製品・新技术の販路開拓及びマーケティング戦略策定を支援しています。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7234

中小企業プロモーション支援事業

魅力的な自社ブランドを確立し、消費者に「選ばれる」ためのプロモーション戦略の重要度が高まってきています。効果的なプロモーション戦略策定・実行を支援し、中小企業の更なる販路開拓と企業の人材育成をサポートします。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7234

オンライン活用型販路開拓支援事業

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、社会全体でテレワークを始めとした企業活動のオンライン化が進んでいます。本事業では、普及啓発セミナー、人材育成、ハンズオン支援、オンライン展示・商談・出展支援等を通じて、中小企業のオンラインを活用した販路開拓を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7234

医療機器産業への参入支援

医療機器の産業に中小企業が参入するには許可を持った既存の製販企業及び病院等との連携が重要です。企業毎に担当のコーディネーターを設置し、製販企業等とのマッチングや共同による機器開発への支援を実施します。

医療機器産業参入促進助成として、都内ものづくり中小企業と製販企業が新たな医療機器の共同開発を行うにあたり、研究開発から実用化までの経費の一部を助成します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課
(制度全般について) ☎ 03 (5201) 7323
(助成金について) ☎ 03 (5822) 7250

Tokyo Metropolitan Aviation Network (航空機産業への参入支援)

都では、東京エリアの中小企業を中心とした企業コミュニティ、Tokyo Metropolitan Aviation Network(略称「TMAN」)を結成し、中小企業が航空機産業への参入を果たすため、商談マッチング、国内外展示会への出展等の支援を行っています。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4762

展示会・イベント開催特別支援事業

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、国内展示会は中止、延期、規模縮小の影響を受けており、中小企業にとって重要な販路開拓ツールが確保できない状況となっています。本事業では、コロナ禍でマイナスの影響を受けた業種を中心に、リアルとオンラインのハイブリッドを取り入れた展示会等を開催します。

問合せ先
東京商工会議所 ビジネス交流部 ☎ 03 (3283) 7804

新事業分野開拓者認定制度 (東京都トライアル発注認定制度)

都内中小企業者の新規性の高い優れた新商品及び新役務(サービス)の普及を支援するため、都が新商品等を認定してPR等を行うとともに、その一部を試験的に購入し評価します。

問合せ先
産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4745

九都県市合同商談会

首都圏全体における産業の国際競争力の強化に向け、九都県市(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市)連携による合同商談会を実施します。この商談会を契機として、中小企業の広域的な取引のきっかけづくりや新たなビジネスチャンスの創出を支援します。

問合せ先
(公財) 東京都中小企業振興公社 取引振興課 ☎ 03 (5822) 7250
産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4791

東京都競争入札参加資格

物品買入や工事請負などの入札に参加するためには、入札参加資格を取得すること(「東京都競争入札参加有資格者名簿」に登載されること)が必要です。
入札参加資格の申請方法につきましては、東京都電子調達システムの「事前準備等」(<https://www.e-procurement.metro.tokyo.lg.jp/index.jsp>)をご参照ください。

問合せ先 (受付時間 開庁日 午前9時~正午、午後1時~午後5時)
財務局経理部契約第一課(工事) ☎ 03 (5388) 2622
財務局経理部契約第二課(物品) ☎ 03 (5388) 2632

産業交流展 2021

産業交流展は、首都圏の個性あふれる中小企業の優れた製品や技術を一堂に展示する、国内最大級の見本市です。今回の産業交流展は新たな取組みとして、従来のリアル展示会に加え、ウェブサイト上でのオンライン展示会を開催し、「リアルとオンラインの融合」による新たなビジネスマッチングの機会を創出します。
※新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により、オンライン展のみの開催となる場合があります。

産業交流展 2021(リアル展示会)

- 開催期間 令和3年11月24日(水)から11月26日(金)まで
- 会場 東京ビッグサイト 南展示棟1~4ホール

産業交流展 2021(オンライン展示会)

- 開催期間 令和3年11月17日(水)から12月10日(金)まで
- 対象 首都圏(東京都・埼玉県・千葉県・神奈川県)に事業所を有し、以下のいずれかの分野に属する中小企業・団体等
①情報 ②環境 ③医療・福祉 ④機械・金属
- 主催 産業交流展2021実行委員会(東京都、東京商工会議所等)
- 出展規模 1,000企業・団体(予定)
- 来場規模 40,000人(予定)
- 特別企画 基調講演/特別講演等のステージイベント、出展者交流等の企画を予定
- 同時開催 世界発信コンペティション表彰式、東京都経営革新優秀賞表彰式 等

問合せ先

産業交流展2021実行委員会事務局(産業労働局商工部調整課内) ☎ 03 (5320) 4672

地域連携型商談機会創出事業

都内中小企業と地方の企業の相互のビジネス拡大・発展を図るため、地方で開催される展示会等の場を活用し、各地域の自治体・商工会議所等と連携しながら、都内中小企業と地方の企業とが受発注や技術連携のための商談・交流を行う機会を創出します。

問合せ先

東京商工会議所 ビジネス交流部 ☎ 03 (3283) 7804

メディア活用販路開拓支援事業

メディア（テレビショッピング・インターネット販売等）を活用して商品を紹介・販売することで、都内中小企業が開発する優れた商品の更なる販路拡大につながるよう、ノウハウを学ぶセミナーや商談会を開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

コンテンツ企業と異業種企業の連携促進事業

東京都は、コンテンツ産業と他産業との交流を契機とした企業間ネットワークの拡大・業種を超えた連携促進などにより、コンテンツ活用の裾野を広げていくため、異業種交流イベントを開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

下請取引に関する改善等支援

下請取引の適正化を図るために、「下請代金支払遅延等防止法」及び外注（下請）取引基本契約書の見方・作り方を解説する講習会を開催するとともに、下請取引に関する個別相談にも応じています。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課
☎ 03 (3251) 7882

ECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業

ECサイトを活用しコロナ禍での東京の特産品の販路拡大を後押しするため、民間ECサイト内に東京の特産品の特設ページを設けて東京の逸品を広く発信し、東京の特産品を取り扱う中小企業等の販路開拓につなげていきます。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4778

苦情紛争の相談・調停・あっせん

下請取引に関する様々なトラブルについての相談に応じています。

また、ADR（裁判外紛争解決手続）により、簡易迅速な紛争解決を図ることができます。

取扱い内容

- ・売掛代金の回収に伴うもの
- ・発注品の受領拒否や単価の値引き
- ・下請取引に関する契約問題等

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 下請センター東京
☎ 03 (3251) 9390
下請センター東京 多摩支援室 ☎ 042 (500) 3909

(4) 海外展開・海外取引

A S E A N 展開サポート事業

(公財) 東京都中小企業振興公社 タイ事務所と、インドネシア・ベトナムのサポートデスクにおいて、相談対応や情報提供、ビジネスマッチング支援等を実施することにより、都内中小企業の現地での活動支援と技術・製品等のPRのための情報発信を行います。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7241

海外展開総合支援事業

主にアジア地域への海外展開を志向する都内中小企業に対し、海外展開プランの策定支援、海外販路ナビゲータ（海外のビジネス事情に詳しい企業OB等）によるハンズオン支援、展示会への出展支援や越境ECへの出品支援などマッチング支援等を実施し、都内中小企業の海外販路開拓に結びつけていきます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7241

海外展開相談

海外展開や貿易に関する質問や相談に、(公財) 東京都中小企業振興公社の専門相談員（AIBA認定貿易アドバイザー）が応じます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課
☎ 03 (5822) 7241
平日午前9時～12時 午後1時～4時

海外企業連携プロジェクト

海外企業への生産委託や技術提携を望む都内中小企業に対し、普及啓発セミナー等による情報提供、個別マッチング支援等を実施することにより、海外展開の強化を図ります。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

海外拠点設置等戦略サポート事業

海外拠点開設等を目指す都内中小企業が事業計画に基づいて海外展開を図れるよう、精緻な海外戦略の策定と現地検証の実施、海外拠点設置等の実行をトータルで支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 販路・海外展開支援課 ☎ 03 (5822) 7241

都内中小企業と外国企業のビジネス交流事業

東京都は、都内に誘致した外国企業等との協働を促進し、都内中小企業のビジネス拡大へ繋げていくため、都内中小企業と外国企業とのマッチング商談会を開催します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

グローバル人材育成支援事業

グローバル人材育成のための普及啓発セミナーや、養成講座等を通じ、海外展開に向けた中小企業の人材育成を総合的に支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03 (3434) 4275

成長産業分野の海外展示会出展支援事業

世界最大級の海外展示会（医療関連機器・スポーツ用品等）への出展を通じ、優れた製品・技術を世界に発信するとともに海外市場への参入を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

地域間経済交流事業

海外都市と経済交流に関する協定等を締結することで、現地政府や現地支援機関と連携体制を構築し、現地情報の提供や現地企業等とのマッチング支援などを実施します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

クールジャパン事業の推進（コンテンツ）

東京都は、都内アニメーション産業の振興及び海外展開の促進を図るため、海外展開を志す都内アニメーション制作会社等を対象に、海外アニメーション市場への理解を深め、海外ビジネスに必要な基礎知識及びアニメーションピッチ技法を習得するセミナー・ワークショップを開催するとともに、海外展開に必要なスキル、マインドを磨くための機会として、ピッチコンテスト及び海外見本市 MIFA への出展支援を実施しています。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4798

Buy TOKYO 推進活動支援事業

東京の特色ある優れた商品等（東京都産品）を国内外に向けて販売・PRする都内中小企業等の新たな取組に対して、経費の一部補助や販売促進のアドバイス等の支援を行い、これら商品等の市場への浸透や海外展開を促進するとともに、東京都産品のイメージ向上やブランド力の強化を図ります。

補助率・補助限度額

1年目 限度額 1,000 万円（補助率 2/3）
2年目 限度額 600 万円（補助率 1/2）

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4726

国際規格や海外の法規制に関する相談・情報提供

（地独）東京都立産業技術研究センター※ は広域首都圏輸出製品技術支援センター（MTEP）を運営し、海外市場参入を検討する企業に向けて、様々な技術支援を行っています。

CE マーキングや米国、中国などの国際規格や海外法規制に精通した専門相談員による技術相談、RoHS 指令や医療機器規制などのセミナーや海外規格解説テキストによる情報提供を行っています。

また、タイ王国のバンコク支所では、ASEAN 地域に展開する日系中小企業を支援するため、現地で技術相談や技術セミナー等を実施するほか、都産技研本部（江東区）などオンラインを活用し、技術的な課題解決を支援しています。

こうした取組により都内中小企業の海外展開を技術的に支援していきます。

※（地独）東京都立産業技術研究センターの詳細は 52 ページをご覧ください。

問合せ先

（地独）東京都立産業技術研究センター 技術振興推進室 輸出製品技術支援センター ☎ 03 (5530) 2126
<https://www.iri-tokyo.jp/site/mtep/>

(5) 経営革新計画（中小企業等経営強化法に基づく支援）

経営革新計画の相談・承認

経営革新計画とは：「中小企業等経営強化法」に基づくもので、中小企業が「新事業活動」に取り組み、「経営の相当程度の向上」を図ることを目的に策定する経営計画書です。計画の承認を得た企業には、支援策が用意されています。

新事業活動とは：①新商品の開発又は生産、②新サービスの開発又は提供、③商品の新たな生産又は販売の方式の導入、④サービスの新たな提供の方式の導入、⑤技術に関する研究開発及びその成果の利用その他新たな事業活動

経営革新計画が承認されると、下記の支援策が用意されています。

※支援策を利用するには、各支援機関への申込み、審査が必要です。計画の承認が支援を保証するものではありません。

- ・政府系金融機関の特別利率による融資制度
- ・信用保証の特例
- ・中小企業投資育成株式会社からの投資
- ・起業支援ファンドからの投資
- ・海外展開事業者への支援制度
- ・東京都の施策（制度融資、専門家派遣、表彰制度）
- ・東京都中小企業振興公社の施策（市場開拓助成事業（P41））

問合せ先

●申請書の提出について

（公財）東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03（3251）7881
東京商工会議所中小企業相談センター ☎ 03（3283）7700

東京都商工会連合会経営革新室 ☎ 042（500）3886

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03（5320）4784

●制度全般について

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03（5320）4795

東京都経営革新優秀賞

経営革新計画に基づき、新事業に積極・果敢に取り組み、経営の顕著な向上を果たした企業を表彰する東京都独自の制度です。

経営革新計画終了を控えた（終了までの期間が1年未満）企業を対象として、経営革新計画の実現状況、実現までの創意工夫や経営指標等を審査し、他の中小企業の模範となる企業を表彰します。

なお、表彰式は、「産業交流展」（p26）の中で行う予定です。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03（5320）4795

(6) 福利厚生

中小企業労働者福祉サービスセンター

中小企業労働者福祉サービスセンターは、区市町村を単位として設立され、中小企業の事業主と従業員を会員とした総合的な福祉事業を実施しています。東京都内には、現在19区12市にサービスセンターがあります。

会費 加入者1人当たり毎月500円程度
(各区市によって異なります。)

在職中の生活の安定事業（結婚祝い金の給付等）、健康の維持増進事業（健康診断・人間ドックの利用助成等）、財産形成事業、自己啓発事業、余暇活動事業等

問合せ先

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03（5320）4653

(7) 共済制度

中小企業退職金共済制度

中小企業の事業主が、従業員の退職金を計画的に準備できる国の退職金制度です。事業主が中退共本部と退職金共済契約を結び、毎月の掛金を事業主が指定した預金口座から振り替えます。従業員が退職したときは、中退共本部から直接退職者へ退職金が支払われます。掛金は全額非課税で、一部を国が助成します。

問合せ先

独立行政法人労働者退職金共済機構

中小企業退職金共済事業本部 ☎ 03（6907）1234

産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03（5320）4652

小規模企業共済（事業主退職金）制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）又は会社等の役員の方々が、月々の掛金を払い込むことによって、事業の廃止、死亡又は第一線を退いたときに法律で定められた共済金が支払われます。掛金も共済金も税法上の優遇措置があります。

加入資格
常時使用する従業員が20人以下（商業とサービス業（宿泊業・娯楽業を除く）は5人以下）の個人事業主やその経営に携わる共同経営者、法人（会社など）の役員、一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

問合せ先

商工会・商工会議所

（☞→p72）

独立行政法人中小企業基盤整備機構共済相談室

☎ 050（5541）7171

(8) 組合の設立

東京都は、中小企業の経営の合理化と取引条件の改善等を図るため、中小企業の組織化、組合設立等の支援をしています。組合の設立には、都知事又は国等の認可が必要です。

法人種類	事業協同組合	企業組合	商工組合	協業組合	商店街振興組合
目的	組合員の経営の近代化、合理化、経済活動の機会の確保	組合員の働く場の確保、経営の合理化	組合員の資格として定款で定める事業(資格事業)の改善発達	事業規模の適正化による生産性向上、共同利益の増進	事業の健全な発展、公共の福祉の増進
事業	組合員の事業を支援する共同事業	定款に掲げる事業経営	指導教育、調査研究、共同経済事業(出資組合のみ)	組合員の事業の統合、関連事業、附帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業
設立要件	4人以上の事業者	4人以上の個人	地区内において資格事業を行う者の1/2以上が加入すること	4人以上の事業者	組合員資格を有する者の2/3以上が加入
組合員資格	地区内の小規模事業者（おおむね中小企業者）	個人及び法人等	地区内において資格事業を営む中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者(1/3未満)	中小企業者、定款に定めたときは中小企業者以外の者(1/4以内)	地区内で小売商業、サービス業、その他の事業を営む者及び定款で定められたときはこれ以外の者
発起人数	4人以上	4人以上	4人以上	4人以上	7人以上

問合せ先 産業労働局商工部調整課 ☎ 03 (5320) 4759

東京都中小企業
団体中央会

中小企業等協同組合法に基づき、東京都が認可した中小企業団体の専門支援機関です。中央会は、事業協同組合、企業組合、商工組合等の設立支援、運営支援、情報提供、講習会開催等のほか、エコアクション21の「地域事務局」として環境経営の支援も行っています。

☎ 03 (3542) 0386



2 融資を利用したい

東京都中小企業制度融資

東京都中小企業制度融資とは、中小企業のみなさまに、事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、東京都、東京信用保証協会（以下「保証協会」という。）、金融機関の三者が協調して資金を供給するものです。なお、ご利用いただく場合は、保証協会の保証が必要となります。

ご利用いただける方

(①～⑤)の条件を全て満たす方

- ① 中小企業信用保険法第2条第1項に該当する中小企業者又は組合
- ② 東京都内に事業所（個人事業者は事業所又は住居）を有し、保証協会の保証対象業種に属する事業を営んでいること。（一定の業歴要件が必要となる場合があります。）
- ③ 当該事業を営むために許可、認可、登録、届出等を必要とする業種にあっては、当該許認可等を受けている（又は、受ける）こと。
- ④ 事業税その他租税の未申告・滞納や、社会保険料の滞納がないこと（完納の見通しが立つ場合はこの限りではありません。）。
- ⑤ 現在かつ将来にわたって、暴力団員等に該当しないこと、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係等を有しないこと及び暴力的な要求行為等を行わないこと。

申込手続について

取扱指定金融機関（銀行、信用金庫、信用組合等）の窓口に融資をお申し込みください。

- ※ 東京都産業労働局金融部金融課、商工会議所、商工会、東京都中小企業団体中央会、(公財)東京都中小企業振興公社等の相談窓口からも申し込むことができます（融資メニューにより、お取扱いができない場合があります。）。
- ※ 申込みにあたっては、仲介手数料、あっせん料等を要求するいわゆる金融あっせん屋にご注意ください。金融あっせん屋、暴力団等の第三者が介入する保証申込みは一切取扱いいたしません。

問合せ先

**産業労働局金融部金融課（金融相談窓口） ☎ 03（5320）4877
東京信用保証協会**

政策課題対応資金メニュー

○ 都が2030年に向けて取り組むべき政策課題に対応した融資メニュー ○ 融資期間はメニューの中で最長の15年以内、融資利率は最

こんな方におススメ	融資メニュー	
革新的な製品・サービス等の事業化に取り組む方 成長産業分野(環境、防災、医療、健康等)やデジタルトランスフォーメーションの推進に取り組む方	NEW DX・イノベーション育成支援融資	DX・イノベーション育成
働き方改革(テレワークや時差出勤等)や女性活躍に向けた職場環境整備等に取り組む方 認定NPO法人の方、東京都のソーシャルファームに関する認証を取得している方 二酸化炭素排出の削減など環境負荷低減に取り組む方 自然災害等に備えるため、BCPを策定する方やサイバーセキュリティ対策に取り組む方 金融機関による独自の支援を受けたい方	社会課題解決融資	<ul style="list-style-type: none"> 働き方改革支援 TOKYO Wiメンビスサポート※3 (女性活躍推進特例) 「テレワーク東京ルール」 実践企業宣言特例※3 ソーシャルビジネス・ソーシャルファーム支援 ゼロエミッション支援 BCP・サイバーセキュリティ対策支援
	金融機関提案融資	金融機関提案
		<p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の「未来を拓くイノベーションTOKYOプロジェクト」 都の「5Gによる工場のスマート化モデル事業」を利用 (公財)東京都中小企業振興公社の「ものづくりイノベーション」 (公財)東京都中小企業振興公社の「革新的サービスの開発」 都の「成長産業分野の海外展示会出展支援事業」を利用 (公財)東京都中小企業振興公社の「次世代イノベーション」 要件を満たし、申請等を行っている。 (公財)東京都中小企業振興公社の「革新的事業展開設申請等を行っている。 (公財)東京都中小企業振興公社の「医療機器産業参入申請等を行っている。 (公財)東京都中小企業振興公社の「新しい日常」対応 東京都中小企業団体中央会の「中小企業新戦略支援事業」 都の「中小企業サイバーセキュリティ向上支援」のセキラ (公財)東京都中小企業振興公社の「オンライン活用型」 (公財)東京都中小企業振興公社の「海外展開総合支援の申請」 要件を満たし、申請等を行っている。 (公財)東京都中小企業振興公社の海外展開総合支援の申請等を行っている。 (公財)東京都中小企業振興公社の「生産性向上のためのECサイトの活用による東京の特産品販売支援事業」 都の「ECサイトの活用による東京の伝統工芸品販売支援事業」 (公財)東京都中小企業振興公社の「躍進的な事業推進申請等を行っている。 都の「GEMStartup TOKYO(新事業発掘プロジェクト)」 都の「TOKYO Re:STARTER(リスタートアントレpreneur)」 (公財)東京都中小企業振興公社の「TOKYO戦略的申請等を行っている。 <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の「ワークスタイル変革コンサルティング」の支援を受け、テレワークに取り組んでいる。 都の「テレワーク活用・働く女性応援助成金(テレワーク受け、テレワークに取り組んでいる)」 都の「TOKYO働き方改革宣言企業」の承認を平成30年 都の「家庭と仕事の両立支援推進企業」に登録し、家庭と都の「時差Biz」に参加し、時差出勤やテレワークなどに働 <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 認定NPO法人、特例認定NPO法人の認定を取得して「都民の就労の支援に係る施策の推進とソーシャルファーム認証を取得している。 <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 都の「地球温暖化対策報告書を提出し、東京都環境局事業所省エネ支援事業で省エネコンサルティング」 ISO14001又はエコアクション21の認定を取得し東京都知事がゼロエミッションに資する取組として <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> (公財)東京都中小企業振興公社の「BCP実践促進助成」 商工会議所・商工会又は東京都中小企業団体中央会 (公財)東京都中小企業振興公社の「サイバーセキュリティ対策支援事業」 東京都中小企業団体中央会の「団体向けリスクマネジメント」 独立行政法人情報処理推進機構(IPA)のSECURITY <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号又は危機連絡保証に経営行動計画を策定していること。 <p>次のいずれかに該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> セーフティネット保証4号、5号又は危機連絡保証に経営行動計画を策定していること。 申込み時点で既に伴走全国等の利用残高がある(本 <p>次のいずれにも該当する中小企業者又は組合</p> <ul style="list-style-type: none"> 新型コロナウイルス感染症の影響により売上が5%以上減少した場合に、事業活動に影響を受けている方 事業転換・業態転換等支援融資(新型コロナウイルス感染症対応)

このほか、金融機関提案融資(政策特別)を実施しています。

新型コロナウイルス感染症関連の主な対応メニュー

こんな方におススメ	融資メニュー	
新型コロナウイルス感染症により、事業活動に影響を受けている方	6月21日拡充 新型コロナウイルス感染症対応融資	伴走全国 (国の全国統一保証制度)
	6月21日新設 事業転換・業態転換等支援融資(新型コロナウイルス感染症対応)	伴走対応
	事業転換・業態転換 (事業転換・業態転換特例※3)	事業転換・業態転換

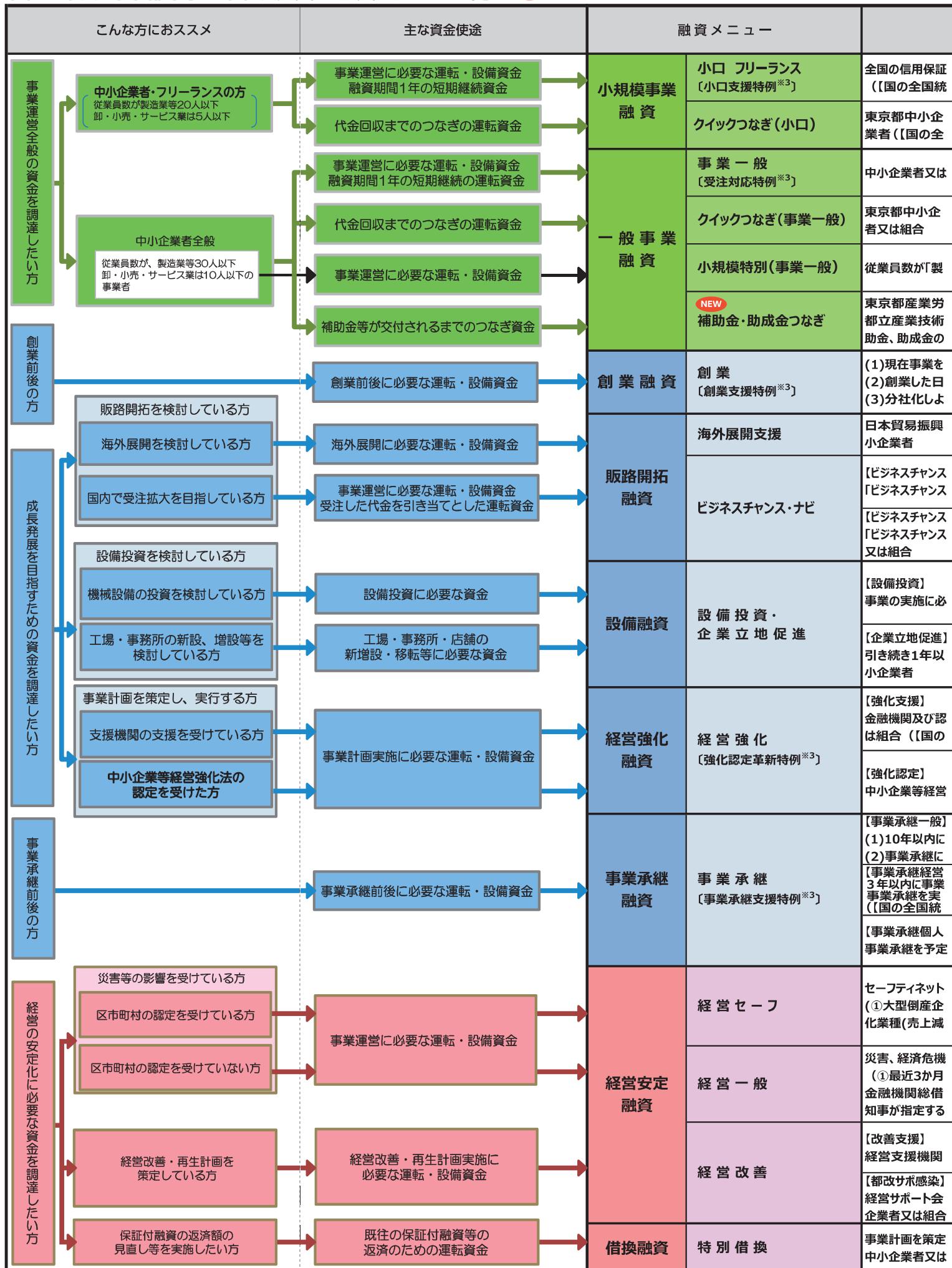
優遇の7年以内1.7%以内、7年超15年以内2.2%以内

融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1} ()内は据置期間 運転資金 設備資金	融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助
クト」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っている。している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、申請等を行っていること。 ーション企業創出道場(売れる製品開発道場)」を受講修了していること。 摩支援事業」のマッチング支援及びプロジェクト支援を利用している。 事業化支援」の事業化支援を利用している。 している。 ヨン創出プロジェクト2020助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請) 備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、 促進助成事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、 型サービス創出支援事業」の支援を受けている。 業(団体向け)」の一般支援で情報化推進の取組に対して交付決定を受けている。 ユリティ向上支援を受けている。 販路開拓支援事業ハンズオン支援(展示会出展コース)」の支援を受けている。 「海外オンライン展示会等出展支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象 「越境EC出品支援」の支援を受けている又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、 のデジタル技術活用推進事業」の支援を受けている。 業」の新規出店/開設支援を受けている。 援事業」で都が開設するアンテナショップの出品支援を受けている。 のための設備投資支援事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、 ト事業)」の事業化プログラム採択者であること。 レナー支援モデル普及事業)」のアクセラレーションプログラム採択者であること。 イノベーション促進事業」を利用している又は、当該事業の対象(申請)要件を満たし、 け、テレワークに取り組んでいる。 活用推進コース)テレワーク機器導入支援事業」(新:テレワーク定着促進助成金)の助成を 活用推進コース)サテライトオフィス利用事業」(新:テレワーク定着促進助成金)の助成を 度以降に受け、働き方改革に取り組んでいる。 しごとの両立支援に取り組んでいる。 き方の転換に取り組んでいる。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
いる。 ームの創設の促進に関する条例」第11条第1項に規定するソーシャルファームの認証又は のウェブサイトに公表されている)、「地域の多様な主体と連携した中小規模 または「LED照明等節電対策促進助成事業」を利用している。 ている。 、別に指定するもの。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.7%以内～2.2%以内 <small>(特例 上記より0.4%優遇)</small>	全事業者 1/2 ただし、テレワークの 取組又は特例は 2/3
成事業金の利用」または「BCP策定講座(ステージ2)にてBCPを策定」している。 による支援を受けBCPを策定している。 リティ対策促進助成事業」を利用している。 シメント普及啓発事業」の助成事業を利用している。 Y ACTION の2段階目(★★二つ星)の「宣言済み」であること。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (2年以内)	1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
ため、金融機関が有する独自の工夫、ノウハウ及びネットワークを活用し、	2億8,000万円 (4億8,000万円)	金融機関所定	金融機関所定	全事業者 0.2%相当分

融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1} ()内は据置期間 運転資金 設備資金	融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助
係る有効期限内の区市町村長の認定(売上減少15%以上)を取得していること。	4,000万円 (4,000万円)	10年以内 (5年以内)	1.7%以内～2.2%以内	令和3年12月末まで 全事業者 全額
係る有効期限内の区市町村長の認定(売上減少15%以上)を取得していること。 メニューと一緒に融資実行することを含む)こと。	2億4,000万円 (4億4,000万円)	10年以内 (2年又は5年以内)	1.7%以内～2.2%以内	令和3年12月末まで 全事業者 全額又は4分の3
%以上減少していること。 転換に取り組むこと。	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)	1.7%以内～2.2%以内	全事業者 全額又は4分の3

※1 据置期間を含みます。 ※2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率(*)のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。

令和3年12月末まで となっているものは、令和3年6月21日から令和3年12月末までの時限措置です。



このほか、一般事業融資（極度枠設定、組合向け）、チャレンジ融資、再生支援融資、災害復旧資金融資等を実施しています。

融資対象	融資限度額 ()内は組合	融資期間 ^{※1}		融資利率 ^{※2}	信用保証料 補助
		運転資金	設備資金		
協会の保証付融資の合計残高が2,000万円以下の小規模企業者 【一保証制度】に対応)	2,000万円 (同)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内～2.5%以内 〔特例 上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2
業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している小規模企 国統一保証制度】に対応)	300万円 (同)	2年以内	—	1.9%以内 [*]	
組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	7年以内 (6か月以内) 〔特例 2年以内〕	10年以内 (6か月以内)	金融機関所定	—
業制度融資等を利用して、原則、1年以上にわたり約定どおり返済している中小企業	500万円 (同)	2年以内	—		
造業等30人以下（卸・小売・サービス業は10人以下）」の中小企業者	8,000万円	7年以内 (6か月以内)	10年以内 (6か月以内)	2.1%以内～2.7%以内	—
働局（商工部、観光部、雇用就業部）、（公財）東京都中小企業振興公社、（地独）東京 研究センター、（公財）東京観光財団、（公財）東京しごと財団又は中小企業庁所管の補 交付決定を受けた事業を行う中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内		1.7%以内～2.2%以内	—
営んでいない個人で、創業しようとする具体的な計画を有するもの から5年未満である中小企業者又は組合 うとする会社又は分社化により設立された日から5年未満の中小企業者	3,500万円 〔(1)は、自己資金に 2,000万円を加えた 額の範囲内〕	7年以内 (1年以内)	10年以内 (1年以内)	1.9%以内～2.5%以内 1.5%以内～2.0%以内 [*] 〔特例 上記より0.4%優遇〕	全事業者 1/2
機構等の支援又は自らの取組により、海外展開事業計画を策定し、実行に取り組む中	2億8,000万円	10年以内 (2年以内)		1.7%以内～2.2%以内	小規模企業者 1/2
・ナビA型】 ・ナビ2020」にユーザー登録している中小企業者又は組合	2,000万円 (同)	10年以内 (1年以内)			
・ナビB型】 ・ナビ2020」にユーザー登録し、かつ掲載された入札・調達案件を受注した中小企業者	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内	—	1.7%以内～1.8%以内	—
要な設備の導入、増強、改良、補修等、又は建物の改修、建替等を行う中小企業者	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		1.7%以内～2.4%以内	全事業者 2/3
上同一事業を営んでおり、東京都内で工場・事務所・店舗の新增設、移転等を行う中					
定経営革新等支援機関の支援を受け、事業計画の策定・実行を行う中小企業者又 全国統一保証制度】に対応)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	5年以内	7年以内 〔借換の場合10年以内〕	1.7%以内～2.2%以内 〔特例 上記より0.2%優遇〕	小規模企業者 1/2
強化法の認定を受けている中小企業者又は組合	1億円 (2億円)	10年以内 (2年以内)			
事業承継を予定している又は事業承継後5年未満の中小企業者又は組合 伴い、経営承継円滑化法の認定を受けている中小企業者	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		1.7%以内～2.2%以内 〔特例 上記より0.2%優遇〕	全事業者 1/2
者保証不要型】 承継を予定する事業承継計画を有している又は令和2年1月から令和7年3月までに 施し、承継後3年未満の、一定の財務要件等を満たした中小企業者又は組合 【一保証制度】に対応)		10年以内 (1年以内)			
融资型】 している又は既に実施した個人で、経営承継円滑化法の認定を受けた方	2億8,000万円	15年以内 (2年以内)		1.7%以内～2.4%以内 〔特例 上記より0.2%優遇〕	全事業者 1/2
保証に係る区市町村長の認定を受けた中小企業者又は組合 業の債権等保有、②取引先企業のリストラ、③事故等災害、④自然災害、⑤業況悪 少等)、⑥取引先金融機関の破綻 等)	2億8,000万円 (4億8,000万円)	10年以内 (2年以内)		1.7%以内～2.2%以内 〔特例 上記より0.2%優遇〕	小規模企業者 1/2
等の外部環境の変化に伴い、事業活動に影響を受けている中小企業者又は組合 間の売上が前年同期比5%以上減少又は減少見込、②仕入価格20%以上上昇、③ 入10%以上減少、④倒産等企業の債権保有、⑤災害の影響を受けている、⑥東京都 もの（2020関連）等)	1億円 (2億円)				
等による支援を受け、自ら改善計画を策定・実行しようとする中小企業者又は組合	2億8,000万円 (4億8,000万円)	15年以内 (5年以内)		1.7%以内～2.4%以内	小規模企業者 1/2
議による検討に基づき作成又は決定された事業再生計画等に従って事業再生を行う中小 〔国・全国統一保証制度】に対応)		10年以内 (6か月以内)		1.7%以内～2.4%以内 〔特例 上記より0.2%優遇〕	全事業者に対し、 事業者負担が 0.2%になるよう 国が補助
し、保証付融資を借り換えることで、資金繰りの安定化や経営改善に取り組む 組合	既往の保証付融資 残高及び事業計画の実 施に必要な資金 の範囲内	10年以内 (6か月以内)	—	金融機関所定	小規模企業者 1/2

※ 1 据置期間を含みます。

※ 2 融資利率は①責任共有制度対象利率、②責任共有制度対象外利率（＊）のうち、各融資メニューで主に適用される利率を記載しています。

東京プラスサポート融資制度

高い技術力や優れたビジネスプラン等により、現下の厳しい局面を乗り切れば将来の展望が開ける中小企業の資金繰りを支援するため、都と地域の金融機関（信用金庫・信用組合など）が連携して実施する融資制度です。

◇特徴

- ・民間の保証機関の持つ審査ノウハウと地域の金融機関の目利き力を活用
- ・制度融資だけでは十分な資金調達ができない中小企業の資金繰り等を支援

◇制度概要

- (1) オリックス株式会社保証付融資
- (2) 全国しんくみ保証株式会社保証付融資

1 資 金 使 途	事業性資金
2 融資限度額	2,500万円以内
3 融 資 期 間	5年以内（据置期間なし） ※特に認められた場合は7年以内も可
4 融 資 利 率	融資期間 3年以内 年2.4%以内 融資期間 3年超5年以内 年2.6%以内 融資期間 5年超7年以内 年2.8%以内

※ただし、申込先金融機関において経営力強化保証制度又は東京都中小企業制度融資に定める経営力強化保証制度対応融資に関する融資残高がある場合は、さらに0.3%の優遇措置があります。

5 信用保証料 保証機関の定めるところによります。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877

女性・若者・シニア創業サポート事業

都内での女性・若者・シニアによる地域に根ざした創業を支援するため、信用金庫・信用組合を通じた低金利・無担保の融資と地域創業アドバイザーによる経営サポートを組み合わせて提供します。

◇支援対象

- ・都内における女性、若者（39歳以下）、シニア（55歳以上）で、創業の計画がある方又は創業後5年未満の方（NPO等も含む）
- ・地域の需要や雇用を支える事業であること

※創業には、企業の合併や買収等を活用して新たに事業を開始することも含む

◇融資条件

- ・融資限度額1,500万円以内（運転資金のみは750万円以内）
- ・固定金利1%以内、無担保、返済期間10年以内、据置期間3年以内

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4877
専用ホームページ <https://cb-s.net/tokyosupport/>

ベンチャー企業成長支援ファンド

東京の産業活力を維持するため、産業の新たな担い手の育成に資するためのファンドです。将来性が期待されるものづくりベンチャー企業を資金面、経営面から支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

中小企業連携促進ファンド

優れた技術を持ちながら、経営資源の不足により単独での事業化が困難な中小企業と大学、大企業、日本各地の企業など様々な主体との連携を促進し、新たな分野に挑戦する中小企業の成長を後押しします。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

ベンチャーファンド

リスクが高く、民間からの資金調達が難しい起業初期段階のベンチャーを主な投資対象とするファンドです。IoTやAIなどの先端技術を活用したイノベーションの創出を支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

事業承継支援ファンド

事業承継支援と成長支援とを合わせて提供できるファンドへの出資を通じて、成長可能性を有する中小企業の円滑な事業承継を後押しするとともに、次なるステージへの成長を支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

事業承継M&Aファンド市場の創成

後継者の不在等による事業承継の課題や新型コロナウイルス感染症の影響による事業継続の課題を抱えている中小企業への多様なM&A支援の一環として、ファンドが積極的に活用されるよう支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

ファンドを活用したDXスタートアップ成長支援

DXスタートアップの支援に実績のあるファンドへの出資を通じて、DXの流れを加速し、都内産業の“稼ぐ力”を強化します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課 ☎ 03 (5320) 4683

東京都動産・債権担保融資（ABL）制度

不動産に頼らず、中小企業が保有する機械・設備（車両、建設機械、工作機械等）や売掛債権、在庫等様々な資産を担保として有効活用し、事業資金を融資する制度です。

◇融資条件

- | | |
|-----------|-----------------------|
| 1 資 金 使 途 | 運転資金・設備資金 |
| 2 融資限度額 | 2億5,000万円以内 |
| 3 融 資 期 間 | 担保が機械・設備：7年以内 |
| 4 融 資 利 率 | 担保が売掛債権・在庫：1年以内 |
| 5 保 証 人 | 取扱金融機関ごとに定める。
原則不要 |

6 都補助額

補助率

- ・保証料等の経費の1/2（小規模企業者の場合は全額）

補助上限

- ・機械・設備を担保とする場合は融資額の4.0%
- ・売掛債権・在庫を担保とする場合は融資額の3.5%（ただし、小規模企業者が売掛債権を担保とした2,000万円未満の融資を利用する場合、70万円）

※補助額の上限は、年換算したもの
を記載しています。

※融資条件は金融機関毎に異なります。

問合せ先

産業労働局金融部金融課

☎ 03 (5320) 4877

地域金融機関による事業承継促進事業

経営者に寄り添う地域の金融機関と連携し、事業承継に係る課題の洗い出しから、解決策の立案、事業承継の実現に必要な資金調達までの取組を一貫して支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課

☎ 03 (5320) 4604

金融機関と連携した海外展開支援

（独法）日本貿易振興機構、（独法）中小企業基盤整備機構、（公財）東京都中小企業振興公社と金融機関が連携し、融資実行と併せ、状況に応じた継続的なハンズオン支援を実施します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課

☎ 03 (5320) 4877

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車・低燃費車への買換えをする際、東京都が融資あっせんするものです。

制度名	対象	限度額	利 率	期 間 (据置期間)	補助割合	申込受付場所	申込受付期間
環境保全 資金融資 あっせん 制度	中小企業者 (個人事業主を 含む。) 又は組合	1億円 /1企業	長期プライムレート (参考: 令和3年7 月8日現在 1.0 %) 以内	7年以内 (6か月)	利子の1/2、 信用保証料 の2/3	きらぼし、三菱UFJ、東日本、みずほ、三井 住友、山梨中央、りそな、千葉、横浜、北陸、 群馬、東和の各銀行、商工中金、信用金庫、 信用組合、東京都信用農業協同組合連合会	令和3年 4月1日～ 令和4年 3月31日

問合せ先 環境局環境改善部自動車環境課 ☎ 03 (5388) 3535

中小企業者向け省エネ促進税制

問合せ先 対象機器について （公財）東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5091

減免について 東京都主税局① ☎ 03 (5388) 2969 (個人事業税班)

② ☎ 03 (5388) 2963 (法人事業税班)

名称	対象者	事業内容	対象機器	減免額
中小企業者 向け省エネ 促進税制	中小企業者 (資本金1億円 以下の法人等、 個人事業者)	「地球温暖化対策報告書」等を提出した都内の 中小規模事業所等において、東京都環境局が 指定する導入推奨機器を取得した場合に、事業税 (法人事業税・個人事業税)を減免します。	・空調設備 ・照明設備 ・小型ボイラー設備 ・再生可能エネルギー設備	設備の取得価額（上限2,000 万円）の1/2を事業税額から 減免（ただし、事業税額の 1/2を限度とする）

中小企業経営承継円滑化法による金融支援

経営承継円滑化法による金融支援を利用する際に、前提として必要になる都知事の認定に係る申請書類の提出や手続の相談を受け付けています。

問合せ先

産業労働局金融部金融課

☎ 03 (5320) 4877

外国人起業家の資金調達支援

外国人起業家が東京で起業しやすい環境の整備を図るために、外国人起業家に対して、金融機関や専門家と連携し、融資や様々な手続きのサポートを行うなど、金融と経営の両面から一貫して支援します。

問合せ先

産業労働局金融部金融課

☎ 03 (5320) 4804

クラウドファンディングを活用した資金調達支援

主婦・学生・高齢者等の様々な層による創業や新製品の開発、ソーシャルビジネス等への挑戦を促進するため、利用手数料の助成等によりクラウドファンディングの活用を支援します。

・助成率 取扱事業者に支払う手数料の1/2（上限40万円）

※新型コロナウイルス感染症に伴い、発生・顕在化した社会的課題の解決に資するソーシャルビジネスを行う者:手数料の2/3（上限50万円）

問合せ先

クラウドファンディング資金調達支援事務局

☎ 03 (6403) 9225

専用ホームページ

<https://entre-salon.com/crowdfunding/>

環境保全資金融資あっせん制度

この制度は、都内の中小企業の方が低公害車・低燃費車への買換えをする際、東京都が融資あっせんするものです。

問合せ先 環境局環境改善部自動車環境課 ☎ 03 (5388) 3535

中小企業者向け省エネ促進税制

問合せ先 対象機器について （公財）東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5091

減免について 東京都主税局① ☎ 03 (5388) 2969 (個人事業税班)

② ☎ 03 (5388) 2963 (法人事業税班)

省エネルギー診断

都内の中小規模事業所を対象に、省エネルギー診断と運用改善技術支援を通じて、エネルギー使用の無駄をなくし、「経営に優しいコスト削減」と「環境に優しいCO₂削減」の両立を支援します。診断は全て無料です。

問合せ先

(公財) 東京都環境公社

☎ 03 (5990) 5087

地域金融機関等と省エネ対策サポート事業者が連携した省エネ支援

地域の金融機関等（※）によるマッチングが成立した中小企業者等は、省エネ対策サポート事業者から無料で省エネコンサルティングを受けられます。また、コンサルティングに基づく取組を行う場合には、（公財）東京都環境公社から一部費用助成も受けることができます。

※地域金融機関、その他中小企業の経営支援に関する団体
☆この事業は社会課題解決融資（p32）の対象です。

問合せ先

(公財) 東京都環境公社

☎ 03 (5990) 5089

3 助成金を利用したい

助成制度の概要

(助成制度の概要その1)

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894～5

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
① 製品開発着手 支援助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等 都内の創業を具体的に計画している個人	製品・技術開発を実施するにあたり事前に行う社外資源（他企業・大学・公的試験研究機関等）を活用した技術的課題の検討に要する経費の一部を助成（①原材料・副資材費、②委託・外注費）	1/2 以内 100万円 (下限 10万円)
② 新製品・新技術開発助成事業	次の1から4のいずれかに該当する方 1 中小企業者（会社及び個人事業者） 2 中小企業団体等 3 複数の企業等で構成される中小企業グループ 4 東京都内での創業を具体的に計画している方 ※1から3の場合、都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等	実用化の見込みのある新製品や新技術の自社開発に要する開発経費の一部を助成（複数の中小企業者等による共同開発も含みます。）	1/2 以内 1,500万円
③ 製品改良／規格適合 認証取得支援 助成事業	都内にある登記簿上の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業等	自社で開発した試作品や市場投入済みの製品の改良・規格適合・認証取得に要する経費の一部を助成	1/2 以内 500万円 (下限 50万円)

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894～5

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
④ 先進的防災技術 実用化支援事業	次のいずれかに該当する方 1 中小企業者（会社及び個人事業者） 2 中小企業団体等 3 複数の企業等で構成される中小企業グループ（共同申請） ※都内で引き続き1年以上事業を営んでいることが条件となります。	自社で開発・製造した都市の防災力を高める優れた技術、製品、試作品の改良・実用化及び販路開拓に係る経費の一部を助成（①原材料・副資材費、②機械装置・工具器具費、③委託費、④産業財産権出願・導入費、⑤直接人件費 等）	2/3 以内等 1,350万円

(助成制度の概要その2)

問合せ先 (公財)東京都中小企業振興公社 創業支援課 ☎ 03 (5220) 1142

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑤ インキュベーション施設整備・運営費補助事業	都が実施する「インキュベーション施設運営計画認定事業」に認定された事業のうち、優れた取組を行う事業者	施設運営のレベルアップに必要な整備・改修工事及び運営に係る経費の一部を補助する。	2／3以内(区市町村の場合: 1/2以内) (多摩産材を使用した部分については3/4以内) 【整備・改修費】2,500万円 (区市町村の場合: 2,000万円) 【運営費】年毎2,000万円 (区市町村の場合: 年毎1,500万円) ※整備・改修費及び運営費に係る補助対象期間は通算して最長3年
⑥ 創業助成事業	都内の創業予定者又は創業して5年末満の中小企業者等のうち一定の要件(※)を満たす者 ※「TOKYO創業ステーションの事業計画書策定支援終了者」「東京都制度融資(創業)利用者」「都内の公的創業支援施設入居企業」等	創業期に必要な従業員人件費、賃借料、産業財産権出願・導入費、広告費等の経費の一部を助成する。	2/3以内 300万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03-3251-7885

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑦ 事業承継支援助成	公社が行う「事業承継・再生支援事業」等による支援を受け、事業承継を予定している都内中小企業者	事業承継、経営改善に係る委託費の一部を助成する。	2/3以内 200万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894~5
産業労働局商工部創業支援課 ☎ 03 (5320) 4745

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑧ TOKYO戦略的イノベーション促進事業	他企業・大学・公設試験研究機関等の1者以上と連携して技術・製品開発を行い、都内の本店又は支店で実質的な事業活動を行っている中小企業者等	都が策定・公表する「イノベーションマップ」に基づいて取り組む技術・製品の開発に要する経費の一部を助成	2/3以内 8,000万円

問合せ先 東京都中小企業団体中央会 支援事務局 ☎ 03 (6278) 7936

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑨ 明日にチャレンジ中小企業基盤強化事業	都内に本店又は主たる事務所を有し令和3年4月1日現在で引き続き2年以上事業を営んでいる中小企業者等	受注型中小企業が行う技術・経営基盤強化に向けた技術開発等の取組に係る経費の一部を助成	2/3以内 [小規模企業区分] 1,000万円 [一般区分] 2,000万円

問合せ先 (公財) 東京都中小企業振興公社 設備支援課 ☎ 03 (3251) 7889

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑩ 中小企業における危機管理対策促進事業	1 中小企業者、中小企業組合及びグループ 2 東京都内に登記簿上の本店又は支店を有する者 3 BCPを策定し危機管理対策を行う者又はサイバーセキュリティ対策を行う者若しくは節電対策を行う製造業者	中小企業における様々なリスクに対応するための設備・機器等の設置に要する経費を支援する。 1 BCP実践促進助成金 2 サイバーセキュリティ対策促進助成金 3 LED照明等節電促進助成金	1/2以内 1,500万円 (BCP実践促進助成: 小規模事業者は2/3以内、システムのクラウド化の場合450万円)

(助成制度の概要その3)

問合せ先 (公財)東京都中小企業振興公社 設備支援課 ☎ 03(3251)7884

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑪ 躍進的な事業推進のための設備投資支援事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり(個人にあっては都内で開業届出をして事業を営んでいる者)、2年以上事業を継続している中小企業者等	更なる発展に向けた競争力の強化、IoT・AI・ロボット等のデジタル技術の活用、新事業活動等の取り組みによるイノベーションの創出、後継者が事業多角化や新たな経営課題の取り組みを目指す際に必要となる機械設備の導入経費の一部を助成	<p>①【競争力強化】 ・中小企業者の場合：助成対象経費の1/2以内、1億円（下限額100万円） ・小規模事業者の場合：助成対象経費の2/3以内、3,000万円（下限額100万円）</p> <p>②【DX推進】 助成対象経費の2/3以内、1億円（下限額100万円）</p> <p>③【イノベーション】 助成対象経費の2/3以内、1億円（下限額100万円）</p> <p>④【後継者チャレンジ】 助成対象経費の2/3以内、1億円（下限額100万円）</p>

問合せ先 東京都知的財産総合センター ☎ 03(3832)3656

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑫ 外国特許出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、海外において広く活用しようとする際の外国特許出願から中間手続までに要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 最大400万円
⑬ 外国実用新案出願費用助成	都内中小企業者等	優れた技術等を有し、早期に権利化できる実用新案を海外において広く活用しようとする際の外国実用新案出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑭ 外国意匠・商標出願費用助成	都内中小企業者等	意匠性のある優れた商品又は識別力のある商標を有し、海外において広く活用しようとする際の外国意匠・商標出願に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 60万円
⑮ 外国侵害調査費用助成	都内中小企業者等	外国における自社製品・技術の模倣又は権利侵害等について対策を行う場合に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 200万円
⑯ 特許調査費用助成	都内中小企業者等	優れた技術・製品を保有し、明確な事業戦略を持つ場合に、民間調査会社へ依頼する他社特許調査等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 100万円
⑰ 外国著作権登録費用助成	都内中小企業者等	商品やサービスにおける著作物を有し、海外において広く活用しようとする際の外国著作権登録に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 10万円
⑱ 海外商標対策支援助成	都内中小企業者等	海外販路拡大に当たり、進出予定国における自社ブランドの類似商標等が障害になっている場合に、その商標の係争に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円
⑲ グローバルニッチトップ助成	都内中小企業者等	世界規模での事業展開が期待できる技術や製品を有し、戦略的な知的財産権の取得等に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 3か年で1,000万円
⑳ 知的財産活用製品化支援助成	知的財産活用製品化支援事業の支援企業	知的財産活用製品化支援事業で支援を受け、その開発段階に要する経費の一部を助成	助成対象経費の1/2以内 500万円

(助成制度の概要その4)

問合せ先 (公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894～5

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
㉑ ネクスト・目指せ！ 中小企業経営力強化事業（販路拡大助成事業）	都内商工会議所等で「中小企業活力向上プロジェクトネクスト事業」の支援を受け、販路開拓が必要な都内中小企業者のうち下記のいずれかに該当 ① 売上減少企業（直近決算期の売上高が前期の決算期と比較して減少） ② 赤字企業（直近決算期において損失を計上している） ③ アシストコース利用企業（中小企業活力向上プロジェクトネクスト「アシストコース」の支援を受け、事業計画書を策定し修了の証明を受けている）	展示会等参加費用等の一部を助成 ①出展小間料、②資材費、③輸送費、④印刷物制作費、⑤PR映像制作費、⑥サイト制作費、⑦広告費	2/3以内 150万円
㉒ 市場開拓助成事業	次の1から3に掲げる条件を全て満たす方 1 東京都及び公社の事業において一定の評価又は支援を受けた製品・サービス等、又は成長産業分野における優れた技術・製品等を販路開拓しようとする方 2 中小企業者、中小企業団体、特定非営利活動法人、一般財団法人又は一般社団法人 3 東京都内で実質的に事業を行っていること	国内及び海外の展示会等への出展費用等の一部を助成【出展小間料、資材費、輸送費、印刷物制作費、PR映像制作費、通訳費、広告費】	1/2以内 300万円
㉓ TOKYO地域資源等活用推進事業	東京都内に登記簿上の本店又は支店があり、そこで実質的に1年以上事業を継続している中小企業者（含む個人事業者）・中小企業団体等、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人	地域資源を活用した新製品・新サービスの開発・改良に要する経費の一部を助成、また東京の都市課題の解決につながる取組をモデル的に支援	1/2以内 1,500万円 (最長2年)

問合せ先 産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
㉔ 商店街チャレンジ戦略支援事業（イベント・活性化事業）	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済導入等の活性化事業及びイベント事業を支援	●イベント事業 1/3以内・限度額300万円 (補助対象経費100万円以内の場合は1/2以内)※1 ●活性化事業 1/3以内・限度額5,000万円 (当該年度法人化した商店街は1/2以内・限度額7,500万円。) (キャッシュレス対応の場合は1/2以内・限度額5,000万円) (多言語対応の場合は1/2以内・限度額500万円。)※2 (商店街の組織力強化の場合は7/12以内・限度額2,000万円。) ※1・※2：100万円以内でテーマを掲げて事業をする場合5/9以内。
㉕ 地域力向上事業	商店街（法人・未組織）及び商店街の連合会、商工会、商工会議所 ※区市町村を通しての間接補助となります	商店街等自らが実施する、住民生活を支えるための活動や新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の活動を支援	●住民生活サポート事業 1/3以内・限度額20万円 ●感染症対策事業 1/2以内・限度額30万円
㉖ 地域連携型商店街事業	1 商店街及び商店街の連合会と複数の地域団体（町会・自治会・NPO等）で作る実行委員会 2 実行委員会に加入する商店街及び商店街の連合会 3 実行委員会に加入する地域団体（商店街との連名による申請に限る） ※区市町村を通しての間接補助となります。	1が行うイベント事業及び活性化事業、2及び3が行う活性化事業を支援	●イベント事業 2/5以内・限度額400万円 ●活性化事業 2/5以内・限度額1億円

(助成制度の概要その5)

- 問合せ先 ②7、②9、③0については産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787
 ②8については東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231
 ③1、③2については(公財)東京都中小企業振興公社 助成課 ☎ 03 (3251) 7894
 ③3については東京都商工会連合会 事業承継支援室 ☎ 042 (519) 4380

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
②7 政策課題対応型 商店街事業	1 商店街及び商店街の連合会 2 商工会、商工会連合会及び商工会議所 3 民間事業者、N P O 法人等(1及び2との連名による申請を行う場合に限る) ※2、3は賃物弱者支援事業のみ補助対象	都が直面する行政課題の解決につながる商店街等の取組を支援 [補助対象事業] (環境) ●LED街路灯の設置 ●ソーラー・ハイブリッド型街路灯の設置 ●街路灯ランプ、アーケード照明のLEDへの交換 ●微細ミストの導入 (防災・防犯) ●老朽化した街路灯、アーケード、アーチの撤去 ●アーケード、アーチの耐震調査、耐震補強 ●民間交番の設置 (福祉) ●だれでもトイレの設置 ●障害者・高齢者用のサイン表示、案内設備の設置・改修 ●授乳及びおむつ替え等のスペース・設備の設置 (物流) ●共同荷捌きスペース・付帯施設の設置 (国際化対応) ●外国人観光客受入のための施設・設備の設置 (賃物弱者支援事業) ●宅配サービス、送迎サービス、移動販売等	(賃物弱者支援事業以外) 4/5以内・限度額1億2,000万円 ※街路灯のLEDランプ交換については1基当たり補助限度額24万円 ※LED街路灯設置については1基当たり補助限度額48万円(添架式の場合は24万円) (賃物弱者支援事業) 9/10以内・限度額1億2,000万円
②8 広域支援型 商店街事業	商店街及び商店街の連合会 ※東京都商店街振興組合連合会に補助して実施します。	2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組 (複数の商店街等が連携して実施するイベント事業)を支援	2/3以内・限度額2,000万円
②9 商店街ステップアップ応援事業 (市場調査・計画策定支援)	商店街ステップアップ応援事業の専門家派遣(東京都商店街振興組合連合会及び区市町村の実施)又は巡回相談(区市町村の実施)を利用した商店街及び商店街の連合会 ※区市町村を通しての間接補助となります。	商店街等が行う市場調査や活性化計画策定を支援	2/5以内・限度額200万円
③0 商店街空き店舗活用事業 (空き店舗活用モデル事業)	1 商店街及び商店街の連合会 2 商工会、商工会連合会及び商工会議所 3 中心市街地活性化協議会の構成員たる特定会社及び公益法人、社会福祉法人及びNPO法人(商店街との連名による申請を行う場合に限る)	空き店舗を活用し、地域課題の解決や商店街の賑わい創出につながる先進的な取組を支援	3/4以内・限度額3,000万円
③1 商店街起業・承継支援事業	商店街での事業承継者、新規開業者 ※(公財)東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業等を行う者を対象に、技能等の習得及び後継時や開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等:2/3以内・限度額250万円 店舗賃借料:2/3以内・限度額1年 自月額15万円、2年自月額12万円 研修受講費:2/3以内・限度額6万円
③2 若手・女性リーダー応援プログラム (助成事業)	商店街での開業を希望する若手及び女性 ※(公財)東京都中小企業振興公社に補助して実施します。	都内商店街で開業を希望する若手・女性を対象に、技能等の習得及び開業時の店舗の改装、店舗の賃借等にかかる経費を支援	店舗改装費、宣伝広告費等:3/4以内・限度額400万円 店舗賃借料:3/4以内・限度額1年 自月額15万円、2年自月額12万円 研修受講費:2/3以内・限度額6万円
③3 多摩・島しょ地域資源承継支援助成金	小規模事業者等であること ○事業承継創出支援 1 3年以内の事業承継に向けた取組、又は助成金申請年度の4月1日現在、事業承継後3年以内で持続的に発展するための取組を行うもの 2 助成金申請年度の4月1日現在、多摩又は島しょ地域で引き続き5年以上事業を営んでいるもの ○経営資源引継支援 助成金事業期間内に多摩又は島しょ地域の経営資源を引き継いで事業を営む予定のもの ※東京都商工会連合会に補助して実施します。	○事業承継創出支援 被承継者が計画に基づき取り組む承継前事業、承継者が計画に基づき取り組む承継後事業の一部を助成 ○経営資源引継支援 経営資源の譲受者が計画に基づき取り組む経営資源引継事業等の一部を助成	○事業承継創出支援 承継前:2/3以内 50万円 承継後:2/3以内 150万円 ○経営資源引継支援 2/3以内 100万円

- 問合せ先 産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4778

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
③4 地域特産品開発支援事業	都内中小企業者等	消費者向けに販売する食品の開発において、下記いずれかに該当する食品を開発する経費の一部を助成 ①都内産の原材料を使用するもの ②独自の技術や東京の伝統的な製造技術を利用するもの ③(地独) 東京都立産業技術研究センター 食品技術センターの技術支援を活用するもの	1/2以内・ 限度額150万円

(助成制度の概要その6)

問合せ先 (公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5068

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉕ 電気自動車・プラグインハイブリッド自動車等の普及促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の新車及び外部給電器の新品を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人及びピーカー・トゥ・ホームシステム（V2H）の新品を購入し、戸建住宅に設置する個人に対し、費用の一部を助成します。	[電気自動車・プラグインハイブリッド自動車] 通常 事業者：電気自動車 37.5 万円、プラグインハイブリッド自動車 30 万円 個人：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 45 万円 環境省補助金併用時 事業者：電気自動車 50 万円、プラグインハイブリッド自動車 40 万円 個人：電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 60 万円 ※国、区市町村からの補助金と併用可能 [外部給電器] 限度額 40 万円 本体価格の 1/2 ※国、区市町村からの補助金併用時には国等補助額を控除 [V2H] 限度額 30 万円 本体価格の 1/2 ※国、区市町村からの補助金併用時には国等補助額を控除
㉖ 電動バイクの普及促進事業	電動バイクの新車を購入する事業者（個人事業主を含む）・個人に対し、かかる費用の一部を助成します。	車両本体価格と同種同格のガソリン車との差額から国補助額を減じた額（限度額：18 万円又は 48 万円） ※国、区市町村からの補助金と併用可能
㉗ 次世代タクシーの普及促進事業	一般乗用旅客自動車運送事業者等が次のタクシーを新車で購入する場合に、その費用の一部を助成します。 ※②はユニバーサルドライバー研修の義務付け等の補助要件あり。 ①電気自動車・プラグインハイブリッド自動車 ②電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・ハイブリッド自動車であって、車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを装備している車両	①車両本体価格の 1/6、②と併用の場合は、車両本体価格から 60 万円を差し引いた額の 1/6（助成限度額 100 万円） ②都補助金単独の場合 60 万円、国補助金併用の場合 40 万円
㉘ 燃料電池自動車等の導入促進事業	燃料電池自動車の新車及び外部給電器の新品を購入する事業者・個人及び区市町村に対し、費用の一部を助成します。	[燃料電池自動車] 通常：110 万円 環境省補助金併用時：135 万円 ※国、区市町村からの補助金と併用可能 [外部給電器] 限度額 40 万円 本体価格の 1/2 ※国、区市町村からの補助金併用時には国等補助額を控除

問合せ先 (公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5159

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉙ カーシェア等ZEV化促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車・燃料電池自動車の新車を事業用に購入するカーシェア事業者及びレンタカー事業者に対し、費用の一部を助成します。	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車：60 万円 燃料電池自動車：200 万円
㉚ 充電設備導入促進事業	電気自動車・プラグインハイブリッド自動車の充電設備を設置する集合住宅・事務所・工場等、商業施設・宿泊施設等 ①充電設備導入費 ②充電設備運営費 (商業施設・宿泊施設等の急速充電設備のみ) ③太陽光発電システム及び蓄電池 (V2H 充電設備を同時に設置する集合住宅のみ)	①設備購入費：10/10 または 1/2（機種ごとに上限あり） 設置工事費：10/10（限度額 309 万円または 81 万円） 受変電設備改修費：10/10（限度額 435 万円） ②維持管理費：10/10（限度額 40 万円/年） 電気料金（基本料金）：10/10（限度額 60 万円/年） ③設備購入費・設置工事費：10/10（限度額 太陽電池モジュール 1kWあたり30万円、蓄電池1kWhあたり20万円、全体で1000万円）

問合せ先 (公財) 東京都環境公社 ☎ 03 (5990) 5089

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉛ 中小規模事業所向け省エネ型換気・空調設備導入支援事業	都内で中小規模事業所を所有又は使用する中小企業者等（個人事業主を含む。）に対し、高効率な換気設備と空調設備（※）の導入に係る経費の一部を助成します。 ※(1) 換気設備【必須】（更新・増設・新設を対象） ①高効率換気設備 ②熱交換型換気設備（工場、私立学校等のみ） ③換気・空調一体型設備 (2) 高効率空調設備（更新のみ対象） ①電気式パッケージ形空調機 ②ガスヒートポンプ式空調機 ③中央熱源式空調機 ④ルームエアコン 詳細については、要綱類をご確認ください。	対象設備の導入に係る経費の 1/2（限度額 1,000 万円）

問合せ先 環境局環境改善部自動車環境課 ☎ 03 (5388) 3535

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉜ 低公害・低燃費車導入補助（ハイブリッドトラック）	優良ハイブリッドトラックの新車を購入する運送事業を営む中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	通常車両のトラックとの価格差から国の補助額を除いた額の 1/2 (補助限度額：最大積載量 4t 未満 164 千円 最大積載量 4t 以上 571 千円)
㉝ 低公害・低燃費車導入補助（ハイブリッドバス）	優良ハイブリッドバスの新車を購入するバス事業者に対し、購入費用の一部を補助します。	通常車両のバスとの価格差から国の補助額を除いた額の 1/2 (補助限度額：250 万円)
㉞ ハイブリッド塵芥車導入補助	ハイブリッド塵芥車（回生エネルギーをバッテリーに蓄え、そのエネルギーをバッカーパートの動力として使用できるもの）の新車を購入する産廃エキスパート又は産廃プロフェッショナルの認定を受けている中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	国の補助額の 1/2 (補助限度額：最大積載量 4 t 未満 195 千円)
㉟ 圧縮天然ガス自動車導入補助	圧縮天然ガス（CNG）自動車（車両総重量 3.5t 以下の車両を除く）の新車を購入する中小企業者（個人事業主を含む）に対し、購入費用の一部を補助します。	車両総重量 8 t 超 20 万円 車両総重量 8 t 以下 3.5 t 超 10 万円

問合せ先 環境局環境改善部環境保安課 ☎ 03 (5388) 3471

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
㉟ 東京都省エネ型ノンフロン機器普及促進事業	冷媒にフロン類を使用しない「省エネ型ノンフロン冷凍冷蔵ショーケース」を導入する中小企業者及び個人の事業者（リースする場合も含む。）に対し、設置に係る経費（工事費等を含む。）の一部を補助します。	設置に係る経費の 1/3 ・国等の補助がある場合は、その額を除いた額 ・1 事業者あたり 500 万円まで

(助成制度の概要その7)

問合せ先 環境局環境改善部化学物質対策課 ☎ 03 (5388) 3503

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ 化学物質流出等防止設備設置補助	中小企業者（個人事業主を含む）であって、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例第110条に基づく適正管理化学物質取扱事業者であるものに対し、水害対策を目的とした止水板等の流出等防止設備の設置に係る経費の一部を補助します。	流出等防止設備の設置に係る経費の1/2 (補助限度額 一事業所当たり 100万円)

問合せ先 産業労働局観光部受入環境課（事業調整担当） ☎ 03 (5320) 4674

名 称	対 象 者 等	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑧ 観光経営力強化事業	都内で観光関連事業を営む(予定を含む)者	観光関連事業者の経営力の強化等を目的とした取組を支援します。 ①「新しい日常」に向けた先進的な取組や生産性向上 ②新サービス、商品開発への取組	・補助対象経費の1/2以内 ①事業者あたり1,500万円を限度 ②事業者あたり500万円を限度

問合せ先 産業労働局観光部受入環境課（経営支援担当） ☎ 03 (5320) 5984

名 称	対 象 者	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑨ 宿泊テレワーク利用促進事業	①都内事業者、②都内宿泊施設（「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設）	都内事業者が都内宿泊施設をテレワーク利用する際に、借り上げに要する経費や都内宿泊施設がテレワーク環境を整備する経費を支援します。	①都内事業者がテレワークを行うために都内宿泊施設の借上げに要する経費について、1日1室あたり5,000円以下のデイユースでの利用を対象に補助 ※1日1室あたり3,000円、1か月あたり100万円を上限とし、利用期間は最大3か月 ②“Hotel Work Tokyo”に登録し、デイユースプランを公開している都内宿泊施設がテレワーク利用に対応するための経費について、5分の4を補助 ※補助限度額は1施設あたり50万円
⑩ オンラインツアーア造成支援事業	都内に主たる事業所等がある旅行業者、宿泊事業者（「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設）、観光バス事業者	観光関連事業者が、「新しい日常」に対応し、非対面により都内への旅行気分を楽しむことができるオンラインツアーア等の商品を造成・販売する場合に必要な経費の一部を支援します。	映像等により遠隔地にいながら都内への旅行気分を味わうことができる商品の造成経費等について補助 補助対象経費の最大2分の1以内で200万円上限（海外向けツアーの場合、補助対象経費の最大3分の2以内で300万円上限） ①商品造成経費、商品販売経費、商品運営経費 補助率2分の1、上限100万円 ②コンテンツ作成経費 補助率2分の1、上限100万円 (海外向けツアーの場合、上記①・②ともに補助率3分の2、上限150万円)

問合せ先 (公財) 東京観光財団 ☎ 03 (5579) 8463

名 称	対 象 者 等	事 業 内 容	助成率・助成限度額
⑤ 宿泊施設バリアフリー化支援補助金	都内において「旅館・ホテル営業」又は「簡易宿所営業」を行っている施設	宿泊施設のバリアフリー化を促進し、障害者をはじめあらゆる人が安心して利用できる宿泊環境を整備するとともに、宿泊事業者の集客力向上を支援するため、①客室整備②共有部整備③備品購入④実施設計⑤コンサルティングに要する経費の一部を補助します。	①客室整備 補助率最大 10分の9 (限度額最大 9,600万円) ②共有部整備 補助率 5分の4 (限度額最大 6,000万円) ③備品購入 補助率 5分の4 (限度額 320万円) ④実施設計 補助率 5分の4 (限度額 100万円) ⑤コンサルティング 補助率 3分の2 (限度額 100万円)
⑫ インバウンド対応力強化支援補助金	○都内の宿泊施設（※） ○都内の飲食店・免税店（中小企業者のみ） ○都内の体験型コンテンツ提供施設等 ○都内の観光バス運営事業者 ○外国人旅行者の受け対応に取り組む中小企業団体・グループ (※旅館業法の許可を受けて、都内で旅館・ホテル営業、簡易宿泊所を営業している施設)	インバウンド対応力強化のために新たに実施する事業に要する経費の一部を補助します。 ・多言語対応（施設・店舗の案内表示・設備の利用案内・ホームページ等） ・無線LAN環境の整備 ・トイレの洋式化 ・クレジットカードや電子マネー等の決済機器の導入 ・客室の和洋室化、テレビの国際放送設備の整備（宿泊施設のみ） ・免税手続きによるシステム機器の導入（免税店のみ） ・外国人旅行者の受け対応等に係る人材育成 ・災害対応（「新しい日常」への対応等）	補助対象経費の2分の1（災害対応のみ3分の2） ○宿泊施設・飲食店・免税店・体験型コンテンツ提供施設・観光バス運営事業者等向け 1施設／店舗等あたり 300万円を限度 (※無線LAN環境の整備は、1か所あたり 15,000円以内、宿泊施設は1施設あたり最大 50か所、飲食店・免税店・体験型コンテンツ提供施設等は1店舗あたり最大 10か所とします。) ○団体・グループ向け 共同で実施する多言語化・人材育成について、1団体／グループあたり 1,000万円を限度
⑬ 観光施設の国際化支援補助金	民間事業者等が管理運営する都内の美術館・博物館等（博物館法に定めのある登録博物館及び博物館相当施設、並びにその他の施設）	美術館・博物館等における外国人旅行者の受け環境整備を推進するための事業に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の1/2以内 1施設あたり1,000万円まで (令和2年～6年度合計)

問合せ先 産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑭ 事業内職業訓練事業補助金（雇用保険法・職業能力開発促進法）	知事の認定を受けた職業訓練を実施している中小企業事業主又は中小企業事業主の団体に対し、訓練の運営等に要する経費の一部を補助します。	補助対象経費の 2/3 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
⑮ 広域団体認定訓練助成金（雇用保険法・職業能力開発促進法）	3都道府県以上にわたって認定訓練を実施する団体に対し、訓練の運営に要する経費の一部を助成します。	補助対象経費の 1/2 若しくは算定基準により算出した額のいずれか低い額
⑯ 社内型スキルアップ助成金	中小企業及び団体が従業員に対して、自社内で実施する短時間のOFF-JTによる職業訓練の経費を助成します。	助成対象受講者1人1時間あたり430円
⑰ 民間派遣型スキルアップ助成金	中小企業が、民間の教育機関等が提供する短時間の集合型の訓練に従業員を派遣して行う職業訓練の経費を助成します。	受講料等の2分の1 (助成対象受講者1人あたり2万円まで)
⑯ オンラインスキルアップ助成金	中小企業及び団体が従業員に対して、民間の教育機関等が提供するeラーニングにより実施する職業訓練の経費を助成します。	小規模企業者：受講料等の3分の2 (1企業あたり27万円まで) それ以外の中小企業等：受講料等の2分の1 (1企業あたり20万円まで)

(助成制度の概要その8)

問合せ先 助成金の支給について
改善計画の認定(※)支給について

東京労働局ハローワーク助成金事務センター
産業労働局雇用就業部労働環境課

☎ 03 (5332) 6924
☎ 03 (5320) 4645

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑤ 人材確保等支援助成金(中小企業団体助成コース) (中小企業労働力確保法)	改善計画の認定を受けた中小企業を構成員とする事業協同組合等が、参加の事業者の人材確保や従業員の職場定着を支援するために一定の事業(中小企業労働環境向上事業)を行った場合、それに要した費用の3分の2の額を助成します。	構成中小企業に対する労働環境向上事業に要した費用の2/3

※改善計画は助成金活用の前提となるものです。助成金支給については、東京労働局ハローワーク助成金事務センターにお問合せください。

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥ 中小企業障害者雇用 支援助成金	障害者を雇用し、国の特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コースまたは発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の受給が令和5年(2023年)3月30日までに満了となった後も引き続き雇用を継続する中小企業に対して最長3年間賃金助成をします。 また、あわせて障害者雇用に関する訪問相談を実施します。 ・中小企業であること(特例会社を除く。) ・障害者が東京都内の事業所に勤務していること等。	・重度障害者等 一人当たり 月額5万円 ・上記以外 一人当たり 月額3万円 最長3年間支給

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦ 障害者安定雇用 奨励金	事業主が障害者等を正規雇用や無期雇用で雇入れた場合又は有期雇用から正規雇用や無期雇用に転換した場合に奨励金を支給します。 ・個人又は法人 ・特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース又は発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース)の支給決定通知を受けていること。 ・対象労働者が東京都内の事務所に勤務していること等。	1 雇入れの場合 障害者等一人当たり 中小企業150万円、大企業100万円 2 転換の場合 障害者等一人当たり 中小企業120万円、大企業100万円 さらに、対象となる労働者が精神障害者の場合には、上記1又は2の支給額に30万円加算

問合せ先 産業労働局雇用就業部就業推進課 ☎ 03 (5320) 4663

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑧ 難病・がん患者 就業支援奨励金	難病やがん患者を、以下の要件で新たに雇入れ、又は難病やがんの発症等により休職した労働者を復職させた都内の事業主に奨励金を支給します。また、対象となる労働者の雇入れ時又は復職時に併せて、治療と仕事の両立に配慮した勤務・休暇制度などを新たに導入した場合、助成金を加算します。 ・治療と仕事の両立に向けて、就業時に必要な配慮事項を定めた支援計画書を策定し、週所定労働時間10時間以上で雇入れた場合等。 ・発症等により連続して2週間以上休職した労働者の復職時に支援計画書を策定し、その計画に基づき就業させた場合等。	1 採用奨励金 ①雇入れ時の週所定労働時間20時間以上: 60万円/人 ②雇入れ時の週所定労働時間10時間以上20時間未満: 40万円/人 2 雇用継続助成金 ①復職時の週所定労働時間20時間以上: 60万円/人 ②復職時の週所定労働時間10時間以上20時間未満: 40万円/人 3 制度導入加算 上記1又は2に加算して、1制度導入につき10万円、最大30万円まで

問合せ先 労働相談情報センター及び各事務所 (☎→p73)

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑨ 働きやすい職場環境 づくり推進奨励金	・都内中小企業等で、育児・介護や病気治療と仕事の両立支援等、働きやすい職場環境づくりのための取組を行った企業に奨励金を支給します。	奨励金 一企業あたり上限100万円 各コースから選択して申請 ①育児と仕事の両立推進コース ②介護と仕事の両立推進コース ③病気治療と仕事の両立推進コース

問合せ先 (公財) 東京しごと財団雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 5200

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑩ テレワーク促進助成金	都内中堅・中小企業に対し、テレワークの導入に必要な機器やソフトウェア等の経費を助成します。 ・対象: 常用する労働者が2人以上999人以下の都内中堅・中小企業等 ※「テレワーク東京ルール」実践企業宣言制度への登録などその他要件あり	【補助対象経費】 モバイル端末等の情報通信機器や業務関連ソフト等の導入によるテレワーク環境構築費用 【助成率・助成限度額】 (1) 常用する労働者が2人以上30人未満の企業 助成金額: 最大150万円 助成率: 2/3 (2) 常用する労働者が30人以上999人以下の企業 助成金額: 最大250万円 助成率: 1/2

問合せ先 産業労働局雇用就業部労働環境課 ☎ 03 (5320) 4657

名 称	対 象 者 等	補助率・補助限度額
⑪ サテライトオフィス 設置等補助事業	企業・団体等が新たに設置するサテライトオフィスの整備・運営費を補助します。	【サテライトオフィス設置コース】 補助率: 整備・改修費 1/2 (2/3※) 運営費 1/2 (2/3※) 補助限度額: 整備・改修費 1,500万円 (2,000万円※) 運営費 600万円 (800万円※) 【ミニワーケーションコース】 補助率: 整備・改修費 2/3 補助限度額: 整備・改修費 133万円 ※補助事業者が保育所を併設又は利用者のスキルアップ等を図る事業を実施する場合や、サテライトオフィス整備推進地域に設置する場合(整備・改修費のみ)に、補助限度額・補助率アップ

(助成制度の概要その9)

問合せ先 産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当 ☎ 03 (6205) 6730

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額						
⑥⑥ 東京都正規雇用等 転換安定化支援 助成金	<p>東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く、東京労働局のキャリアアップ助成金（正社員化コース）の支給決定を受けた中小企業に対し、助成金を支給します。</p> <p>●助成要件</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象の労働者（※）に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。（支援期間終了時に在籍していることが条件） <ul style="list-style-type: none"> ア 対象労働者に対する育成計画（3年間）を策定すること イ 対象労働者の指導育成者（メンター）の選任及びメンターによる指導を行うこと ウ 対象労働者に対して研修を実施すること ※キャリアアップ助成金の支給対象労働者であり、2018年4月1日以降に都内事業所において転換した者 ②上記①に加え、現在退職金制度がなく、新たに退職金制度を整備（導入）した場合、加算。 	<p>支援した対象労働者数に応じ、下記に定める金額を事業主に支給します。</p> <p>対象労働者数 助成額</p> <table> <tr><td>1人</td><td>20万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>40万円</td></tr> <tr><td>3人以上</td><td>60万円</td></tr> </table> <p>※退職金制度を新たに整備（導入）した場合、助成額に1事業主当たり10万円（1年度1回）が加算されます。</p>	1人	20万円	2人	40万円	3人以上	60万円
1人	20万円							
2人	40万円							
3人以上	60万円							

問合せ先 産業労働局雇用就業部正規雇用対策推進担当 ☎ 03 (6205) 6730

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額						
⑥⑦ 就職氷河期世代 雇用安定化支援 助成金	<p>東京労働局管内に雇用保険適用事業所を置く事業主（中小企業）であり、①国の特定求職者雇用開発助成金（就職氷河期世代安定雇用実現コース）の支給決定を受けた事業主、②都が実施する就職氷河期世代を対象とした就職支援事業（就活エクスプレス事業、ミドル世代正規雇用支援事業等）の利用者を正社員として採用した事業主に対し、助成金を支給します。</p> <p>●助成要件 6か月以上正社員として在籍する対象労働者に対して支援期間（3か月）のうちに以下の支援を行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①当該労働者に対する指導育成計画（3年間）を策定すること。 ②指導育成者（メンター）を選任すること。指導育成者は当該労働者に対し指導を行うこと。 ③当該労働者に対して指導育成計画に基づく研修を実施すること。 <p>※支援期間終了時に在籍していることが必要</p>	<p>●助成金額 90万円（最大） ※1年度1事業所最大3人まで</p> <p>対象労働者数 助成額</p> <table> <tr><td>1人</td><td>30万円</td></tr> <tr><td>2人</td><td>60万円</td></tr> <tr><td>3人</td><td>90万円</td></tr> </table>	1人	30万円	2人	60万円	3人	90万円
1人	30万円							
2人	60万円							
3人	90万円							

問合せ先 （公財）東京しごと財団雇用環境整備課雇用安定化支援担当係 ☎ 03 (5211) 2315

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥⑧ 新型コロナウイルス感染症緊急対策に係る雇用環境整備促進奨励金	<p>新型コロナウイルス感染症の感染拡大を理由として、国の雇用調整助成金等を活用し、非常時における勤務体制づくりなど職場環境整備に取り組む企業に奨励金を支給します。</p> <p>●助成要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 都内に雇用保険適用事業所を置く事業主等（中小企業） 2 交付要件 以下の2つの要件を満たすこと <ul style="list-style-type: none"> ①国から雇用調整助成金等の支給決定を受けていること ②非常時における雇用環境整備に関する計画を作成し取り組むこと 	<p>●交付金額 1事業所 10万円（1回のみ）</p>

問合せ先 （公財）東京しごと財団雇用環境整備課採用定着促進支援担当係 ☎ 03 (5211) 1080

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑥⑨ 雇用創出・安定化支援に 係る採用・定着促進助成 金	<p>都が実施する雇用創出・安定化支援事業（その他の世代向け）により支援を受けた離職者を正社員として採用した事業主に助成金を支給します。</p> <p>●助成要件</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 対象 都が実施する雇用創出・安定化支援事業（その他の世代向け）により支援を受けた離職者を正社員として採用した事業主（都内に雇用保険事業所を置く事業主に限る。） 2 助成要件 支給申請時点で6か月以上在籍している対象の労働者に対して支援期間（3か月）のうちにアからウの支援を行い、工の要件を満たしていること。 ア 対象労働者に対する指導育成計画（3年間）を策定すること。 イ 指導育成者（メンター）を選任し、メンターによる指導を行うこと。 ウ 対象労働者に対して研修を実施すること。 エ 支援期間終了時に対象労働者が在籍していること。 	<p>●助成金額 1人：20万円 2人：40万円 3人以上：60万円</p>

問合せ先 （公財）東京しごと財団 雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2171

名 称	対 象 者 等	助成率・助成限度額
⑦⑩ 企業主導型 保育施設 設置促進 助成金	<p>国の企業指導型保育事業（整備費）の助成決定又は企業主導型保育事業（運営費※改修支援加算を含むものに限る）の内示を受け、都内に企業主導型保育施設を設置する事業者に対し、保育の提供に必要な備品等の経費を助成する。</p> <p>【助成対象計】</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 事故防止に資する備品の整備 (2) 保育室等において使用する室内遊具の整備 (3) その他保育活動に必要な備品の整備 (4) 保育業務支援システム導入に要する経費 	<p>【助成率】 3/4</p> <p>【助成限度額】 保育施設の定員数に応じて75万円～172.5万円 多摩産材製の備品を購入した場合は、25万円～52.5万円、保育業務支援システムを導入した場合は、75万円～150万円の上乗せあり</p>

他の主な雇用等に関する助成

※制度改正等により、内容が変更となる場合があります。

■特定求職者雇用開発助成金

高年齢者、障害者等、就職が特に困難な方を安定所等の紹介で雇い入れた事業主に対して、賃金の一部が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5337) 7413

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☎→p79)

■雇用調整助成金

経済上の理由による事業活動の縮小に伴い雇用調整（休業・雇用調整時の教育訓練・出向）を行った事業主に対して、休業手当、賃金の一部が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5909) 3122

※支給申請書の提出先は各ハローワークです。

(☎→p79)

■産業雇用安定助成金

新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由による事業活動の縮小に伴い、在籍型出向により雇用の維持を図る出向元事業主・出向先事業主に対し賃金の一部等が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (6844) 3401

■雇用環境・均等部所管の助成金

(1) 両立支援等助成金

① 出生時両立支援コース

男性労働者が育児休業や育児目的休暇を取得しやすい職場風土作りのための取り組みを行い、男性労働者に一定の育児休業等を取得させた事業主に助成されます。

② 介護離職防止支援コース（中小企業対象）

労働者の円滑な介護休業の取得・復帰に取り組んだ事業主、または介護のための柔軟な就労形態を導入し、利用者が生じた事業主に助成されます。

③ 育児休業等支援コース（中小企業対象）

労働者の円滑な育児休業の取得・復帰のため所定の各取組を行った事業主に助成されます。

④ 育児休業等支援コース 新型コロナウイルス感染症対応特例

小学校等の臨時休業等により子どもの世話をする労働者のために有給の特別休暇制度及び両立支援制度を導入し、特別休暇を利用させた事業主（大企業も含む）に助成されます。

⑤ 女性活躍加速化コース（中小企業対象）

女性活躍推進法に基づき、行動計画を策定し、取組を実施し、目標を達成した事業主に助成されます。

⑥ 不妊治療両立支援コース

不妊治療のために利用可能な休暇制度・両立支援制度を利用しやすい環境整備に取り組み、不妊治療を行う労働者の相談に対応し、休暇制度・両立支援制度を労働者に取得又は利用させた中小企業事業主に助成されます。

⑦ 新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置による休暇取得支援コース

新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置として、医師等の指導により、休業が必要とされた妊娠中の女性労働者が取得できる有給の休暇制度を設け、新型コロナウイルス感染症に関する母性健康管理措置の内容を含めて社内に周知し、当該休暇を合計 20 日以上労働者に取得させた事業主に助成されます。

(2) 働き方改革推進支援助成金（中小企業または事業主団体対象）

労働時間等の設定改善のため、計画を作成し、この計画に基づく取り組み（労働能率増進機器の導入等）を効果的に実施した中小企業事業主または傘下企業の労働者の時間外労働の削減等に取り組んだ事業主団体に対し、コースごとに定められた成果目標（勤務間インターバル制度の導入等）の達成を条件に、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

(3) 業務改善助成金（中小企業対象）

生産性向上のための設備投資等の取り組みを行い、事業場内最低賃金を引き上げた場合、取り組みに要した費用の一部が助成されます。

(4) 人材確保等支援助成金（テレワークコース）

新規にテレワークを導入する中小企業向けの助成金。テレワークを実施可能とする取組を行った場合、導入経費の一部が助成されます。

問合せ先

東京労働局雇用環境・均等部 ☎ 03 (6893) 1100

■人材開発支援助成金

雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や、人材育成制度を導入し労働者に適用した際に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5332) 6925

■キャリアアップ助成金

有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、正規雇用等への転換、待遇改善等の取組を実施した事業主に対して助成金が支給されます。

問合せ先

ハローワーク助成金事務センター ☎ 03 (5332) 6923

4 人材育成・社員教育をしたい

産業人材の確保・育成

人材確保・育成コンサルティング

人材の確保から育成までを個々の企業ニーズに応じて総合的に支援します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03 (3251) 7904

職場活性化セミナー

中小企業の生産性向上等に向け、組織の活性化を進めるとともに、人材の定着等に関するセミナーを実施します（経営者向け、実務担当者向け）。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03 (3251) 7904

ものづくり中小企業魅力体験受入支援

(インターンシップ受入支援)

中小企業の魅力を伝えるため、工業高校等の現場体験の受入れに取り組む中小企業に対して、専門相談員が受入調整時の相談対応や、助言等により支援します。

また、受入企業には、奨励金を支給します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課 ☎ 03 (3251) 7904

経営に関する研修

経営者・実務担当者等を対象に、経営戦略、経営管理、情報化対応等及び人材育成を目的とした研修を実施します。

名 称	主 な 研 修 内 容
階層別研修	経営幹部候補者研修、新任・現任課長級研修、新任・現任係長研修
職種別研修	品質管理研修、営業力強化研修、人事・労務研修、法務研修等
目的別研修	各種ビジネススキル、IT研修、ISO内部監査員養成講座等

講師派遣型研修

個別企業の要望を踏まえて研修の提案及び講師の派遣を行います。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 企業人材支援課
☎ 03 (3251) 7904

経営人材育成による企業力強化支援事業

経営者を経営戦略や組織マネジメント、さらに財務の面でサポートする経営人材の育成のため、経営人材に必要なスキル、自社を知るために経営人材育成講座を開催します。

また、講座受講後は、コーディネータによる個別のフォローアップにより、実践的に経営人材育成を支援します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 企業人材支援課
☎ 03 (3251) 7904

適切な雇用管理のための研修

働きやすい職場環境づくり推進研修会

雇用環境整備に関する知識を習得できる研修を行います。

[テーマ]

- ・育児と仕事の両立
- ・介護と仕事の両立
- ・病気治療と仕事の両立
- ・非正規労働者の雇用環境整備

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03 (5211) 2248

労働セミナー

①使用者向けセミナー

就業規則の作成・変更の実務、賃金管理、労働時間管理、人事考課制度等について解説します。

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☞p73)

②時事的課題セミナー

労働問題に関するタイムリーな課題を取り上げ、解説します。

③事業主向け均等法セミナー

事業主を対象に男女雇用機会均等法等に関する基礎知識や現状、今後の課題等について解説します。

問合せ先

労働相談情報センター事業普及課 ☎ 03 (5211) 2209

※このほかにもさまざまなテーマで実施 (→p5)

問合せ先

労働相談情報センター及び各事務所 (☞p73)

ライフプランアドバイザー(東京都中高年勤労者福祉推進員)養成講座

退職後の生活等について従業員の相談に答えられる人材を企業内に養成するための講座です。

問合せ先

労働相談情報センター相談調査課 ☎ 03 (5211) 2345

若年者雇用に関するセミナー

企業向けセミナーを開催し、若年者雇用や人材育成等に関する情報提供を行います。

問合せ先

東京しごとセンター ヤングコーナー ☎ 03 (5211) 2851

各種人材育成研修

企業や団体の人材育成・能力開発に活用できるよう、各種研修プログラムを用意しています。

■階層別・職能別研修

新入社員・中堅社員・管理職の各階層別研修や、営業職・人事考課等の職能別研修を実施しています(研修日1~3日間)。

■講師派遣制度

企業や団体に講師を派遣し、階層別・職能別の研修を実施しています(当協会会員限定・1回10名以上等諸条件あり)。

※当協会実施の該当研修と同じ内容・テキストで実施し、一部派遣対象外の研修もあります。

問合せ先

東京都職業能力開発協会

☎ 03 (6631) 6051

若年技能者人材育成支援等事業

従業員に新たな技能を習得させたい等の技能者の人材育成についての相談や、ものづくりマイスター及びITマスターによる実技指導等の支援、また、新たに制度化されたテックマイスターによる指導も行います。企業や学校の求めに応じて派遣し、実技指導等の支援を行います。ものづくりマイスター等派遣の謝礼や材料費は東京都職業能力開発協会が負担します(限度額あり)。

*ものづくりマイスターとは

ものづくりに関して一定の技能・経験を有する技能者

*ITマスターとは

情報技術関連について一定の技能・経験を有する技能者
*テックマイスターとは

ものづくり現場(企業)で、IT技術を使って課題発見から改善提案ができ、改善を通じて生産性の向上を行う人材育成ができる技能者

問合せ先

東京都職業能力開発協会

☎ 03 (6631) 6051

現場訓練支援事業

企業の要望に応じて、指導人材を紹介し、企業に出向いて訓練指導を行います。謝金は都と企業が半額ずつ負担します。

問合せ先

各職業能力開発センター

(☞p74)

職業能力開発センターのキャリアアップ講習

主に中小企業で働いている方を対象に、スキルアップや資格試験受験対策等のための短期講習を行っています(企業単位で申込可能)。ぜひ、企業の人材育成にご利用ください。

<企業受付制度の概要>

*対象企業 都内の中小企業(雇用されている労働者が対象)

*人数 1~4人

*授業料 900~6,500円(この他、指定の教科書をご用意いただきます)

*講習時間 1講習は24時間(1時間45分)が標準
主に平日夜間、土日祝日の昼間に実施

問合せ先

各職業能力開発センター及び校

産業労働局雇用就業部能力開発課 (☞p74)

☎ 03 (5320) 4719

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

オーダーメイド講習

都立職業能力開発センター及び校では、都内の中小企業・中小企業団体等のご要望に応じて実施時期・講習内容をコーディネートするオーダーメイド講習を行っています。

*講習例	汎用旋盤・フライス盤、CAD 製図、第一種・第二種電気工事士受験対策
*人数	3人以上
*授業料	1人当たり 900～6,500円（この他、指定の教科書をご用意いただきます）
*講習時間	14～24 時限（1 時限 45 分）、2～8 日程度 平日昼・夜間、土日昼間に実施

問合せ先

各職業能力開発センター及び校 (⇒p74)
産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

東京都優秀技能者(東京マイスター)知事賞

都内に勤務する技能者のうち、極めて優れた技能を持ち、他の技能者の模範と認められる方に対して知事賞を贈呈し、「東京マイスター」として認定しています。商工会議所、産業団体、事業所、区市町村等から候補者の推薦を受付し、贈呈審査会において審査を行い、都知事が受賞者を決定します。受賞者については、東京都として広く PR をします。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4717
<http://www.meister-award.metro.tokyo.jp/>

認定職業訓練

事業主等が従業員に対して行う職業訓練のうち、要件を満たしたものを見事な成績で終了したものを知事が認定し（認定職業訓練）、経費の一部について補助金の交付を受けられる制度があります（p44）。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

人材育成・職業能力開発に関する相談

「従業員向けの短期講習はないか」、「社内研修の指導者がいない」、「教育訓練のための施設を借りたい」、「人材育成の方法が分からぬ」…このようなことでお困りのときは、職業能力開発センターの総合相談窓口をご利用ください。人材育成や職業能力開発に関する相談、情報提供を行っています。

- ・オーダーメイド講習、現場訓練支援事業実施の相談
- ・指導者、熟練技能者等の紹介
- ・施設、設備の貸出し
- ・各種事業の紹介 等

問合せ先

各職業能力開発センター及び校 (⇒p74)

人材育成プラザ

人材育成プラザは、職業能力開発に関する総合サービスを行うことを目的として、職業能力開発センター・校の8か所に付随して設置している施設です。

人材育成プラザでは、中小企業や事業主団体等が社員教育等を行う際に、教室・実習場・パソコン室を無料で貸し出しています（ただし、電灯代や動力使用時の動力代等はご負担いただきます。）。

問合せ先

各職業能力開発センター及び校（人材育成プラザ） (⇒p74)

中小企業人材スキルアップ支援事業

中小企業等が従業員に対して実施する職業訓練の取組を支援し、企業における従業員の職業能力の開発及び向上を促進することを目的として、スキルアップに係る経費の一部を助成します。（p44）

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4718

人材確保支援事業

人材確保に課題を抱える企業の相談に対応する窓口を設置するとともに、セミナーや専門家派遣等を通じて、人材戦略の構築から、女性・高齢者、副業・兼業人材、専門・中核人材等幅広い人材の採用・活用まで、中小企業等の人材確保を総合的に支援します。

問合せ先

（公財）東京しごと財団 雇用環境整備課 ☎ 03 (5211) 2174

特定技能外国人雇用支援事業

特定技能分野の都内中小企業に対し、外国人材とのマッチングの機会を提供し、受入準備に関するコンサルティングを実施します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部就業推進課

技能継承支援

東京みらいの名工育成プログラム

東京のものづくりを支える中堅技能者を対象に、技能向上への意識醸成と後進への指導の取組を支援する講習です。

「東京みらいの名工育成プログラム」を修了すると、修了証書が交付されるほか、成績が優秀な方には「東京みらいの名工」の称号が付与されます。

問合せ先

産業労働局雇用就業部能力開発課 ☎ 03 (5320) 4719

社員技能の評価

→p9 技能検定（技能士）

建設人材の育成

→p18 建設人材育成事業（鉄筋コース・型枠コース）

5 従業員を雇いたい

ハローワーク（公共職業安定所）

求人受理をはじめ、雇用保険の各種給付金、雇用促進のための助成金の手続、雇用に関する各種相談・指導を行っています。

問合せ先

ハローワーク

(☎→p79)

労働保険の加入手続について

労働保険は、労働者一人でも雇っていれば適用事業となり、事業主は成立手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

問合せ先

労働基準監督署 (☎→p78)

人材確保支援事業

採用に課題を抱える企業の相談に対応する窓口を設置するとともに、専門家派遣やセミナー等により、人材の採用ノウハウの提供や、女性・高齢者等多様な人材の活用を促すことで中小企業等の人材確保を支援します。

問合せ先

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課

☎ 03 (5211) 2174

人材確保相談窓口

企業の求人活動、採用支援等に精通した専任の相談員を配置し、採用に悩みを抱える中小企業等の相談に対応します（採用に関する一般相談、女性、高齢者等の活用相談）。

問合せ先

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課

☎ 03 (5211) 2174

企業内保育施設設置相談窓口

育児中の女性等の活用を検討する企業に対し、企業による保育施設の設置等に関する相談を行います。

問合せ先

(公財)東京しごと財団 雇用環境整備課

☎ 03 (5211) 2172

東京外国人材採用ナビセンター

外国人材の採用・活用を検討する都内中小企業に対し、下記の支援を実施します。

- 1 外国人材の採用・活用に関する相談窓口
- 2 外国人材受入に関するコンサルタント派遣
- 3 外国人材採用・活用に関するセミナー
- 4 合同企業説明会
- 5 インターンシップ

問合せ先

東京外国人材採用ナビセンター

☎ 050 (5576) 7317

海外現地における外国人材採用の支援

海外においてマッチングイベントを開催するほか、海外在住の外国人材を対象に都内中小企業でのインターンシップ事業を実施します。

問合せ先

産業労働局雇用就業部就業推進課

☎ 03 (5320) 4628

各種窓口

技術技能を身につけた従業員を雇いたいとき

職業能力開発センター校で技術技能を身につけた修了生の職業紹介を行っています。

(高年齢者校、台東分校、東京障害者職業能力開発校を除く。)

(→p13就職のための知識・技能を身につけたい)

各職業能力開発センター及び校 (☎→p74)

障害者の雇用、受入体制整備等の相談

中央障害者雇用情報センター ☎ 03 (5638) 2792

東京障害者職業センター ☎ 03 (6673) 3938

障害者の雇用、助成金についての相談

(独法)高齢・障害・求職者雇用支援機構東京支部

☎ 03 (5638) 2284

山谷地区に居住する労働者を雇用する場合の問合せ

(公財)城北労働・福祉センター ☎ 03 (3874) 8089

外国人雇用の情報提供・援助等

東京外国人雇用サービスセンター ☎ 03 (5361) 8722

新宿外国人雇用支援・指導センター ☎ 03 (3204) 8609

外国人雇用管理アドバイザー制度

外国人の雇用管理について、アドバイザーが訪問して、相談、助言を行います。

東京労働局職業安定部職業対策課 ☎ 03 (3512) 1662

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

6 職業紹介事業・労働者派遣事業の相談・許可申請・届出をしたい

職業紹介事業、労働者派遣事業の許可申請・各種届出は、東京労働局（厚生労働省の出先機関）で受け付けています。新規に職業紹介事業、労働者派遣事業を始める事業主の方等を対象とした説明会も行っています。

問合せ先

東京労働局需給調整事業部

港区海岸3-9-45

需給調整事業第一課 ☎ 03 (3452) 1472

需給調整事業第二課 ☎ 03 (3452) 1474



7 技術力向上を図りたい

(1) 技術相談・依頼試験

中小企業の技術力を高めるために、都の試験研究機関では技術相談、設備の開放、依頼試験、試験結果証明書の発行、情報提供等各種技術支援を行っています。

(地独) 東京都立産業技術研究センター

名 称	分 野	試験研究設備	試 験・証 明
本部 (江東区青海)	電気応用／高電圧／MEMS／振動・制御／熱エネルギー加工／金属加工／音響／照明・光学計測／無機材料／有機・高分子材料／ナノ機能材料／表面物性制御／環境負荷計測制御／表面処理／バイオ材料応用／微生物応用／IoT／ロボット・メカトロニクス／制御システム／情報通信／高周波／環境試験／電気・温度試験／製品・材料強度／長さ・形状計測／材料分析／放射線応用／プロダクトデザイン／3D 試作技術／2D 試作技術	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただきか、総合支援窓口(03-5530-2140)にお問い合わせください。	左記分野に関連する各種試験 詳細は都産技研ウェブサイトをご確認いただきか、総合支援窓口(03-5530-2140)にお問い合わせください。
多摩テクノプラザ (昭島市東町)	EMC／機械設計／高速造形／電子回路設計／機能性加工／繊維強化複合材料／材料評価計測	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城東支所 (葛飾区青戸)	デザイン支援／ものづくり支援・評価	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
墨田支所 (墨田区横網)	快適性評価／安全性評価／製品化支援	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
城南支所 (大田区南蒲田)	精密計測／精密加工／化学機器分析／材料特性評価／三次元造形／非破壊検査	左記分野に関連する各種測定機器、試験装置、分析装置、加工機械等	左記分野に関連する各種試験
食品技術センター (千代田区神田佐久間町)	食品技術	食品加工機、分析試験用機器、微生物測定装置等	左記分野に関連する各種試験
バンコク支所 (タイ王国)	タイ王国を中心とした東南アジア地域の日系企業の技術支援	—	—

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

東京都立皮革技術センター

名 称	分 野	試験研究設備	試 験
皮革技術センター	皮革工業関連技術	鞣製・染色用機械、仕上げ関係試験機械、分析試験用機械、物理試験用機械 等	皮革工業用原材料の物理・化学試験

東京都立皮革技術センター台東支所

名 称	分 野	試験研究設備	試 験
皮革技術センター 台東支所	皮革・靴はきもの関連技術	分析試験・計測用機械 等	靴及び靴材料等の物理試験

(2) 技術セミナー・講習会

(地独) 東京都立産業技術研究センターの技術セミナー・講習会

名 称	内 容	規 模
講 習 会 ※有料	講義と実習を組み合わせた実践的なコース	半日～数日
技術セミナー ※有料	最新の技術情報や周辺情報を講義するコース	半日～1日

(1)(2)の問合せ先

(地独) 東京都立産業技術研究センター	本部	☎ 03 (5530) 2140
(地独) 東京都立産業技術研究センター	多摩テクノプラザ	☎ 042 (500) 2300
(地独) 東京都立産業技術研究センター	城東支所	☎ 03 (5680) 4632
(地独) 東京都立産業技術研究センター	墨田支所	☎ 03 (3624) 3731
(地独) 東京都立産業技術研究センター	城南支所	☎ 03 (3733) 6233
(地独) 東京都立産業技術研究センター	食品技術センター	☎ 03 (5256) 9251
東京都立皮革技術センター		☎ 03 (3616) 1671
東京都立皮革技術センター 台東支所		☎ 03 (3843) 5912

東京都立産業技術研究センター
ホームページ
<https://www.iri-tokyo.jp>

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

(3) 産学公連携等の支援

イノベーション多摩支援事業

多摩地域を中心として、中小企業が、他社や大学、大手メーカー、研究機関等の多様な相手方と交流を行い、そこから生まれる連携を通じて、新製品・新技術の開発等イノベーションの創出を目的とした支援を行います。

☆この事業はDX・イノベーション育成支援融資（p32）の対象です。

「新技術創出交流会」

優れた技術・製品を保有する中小企業と大手メーカー、大学、研究機関が連携して、共同研究・共同開発を進めるための交流の場を提供します。

「各種セミナー・勉強会」

「3つのシティ」を実現する上で重要な健康、環境・エネルギー、危機管理等の成長産業における技術開発動向等、新分野への参入に役立つ情報を発信するセミナーです。

「研究会」

大手メーカー・大学等と中小企業における相互の開発ニーズと技術シーズのマッチングや、継続的な情報交換を行う場です。

「コーディネータによるフォローアップ」

中小企業がメーカー等と共同研究・共同開発を確実に進められるようコーディネーターによるフォローアップを行います。また、産学連携においては、専門家チームを派遣することによって技術開発を促進します。

問合せ先

(公財)東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

多摩ものづくりコミュニティ組成支援事業

技術課題に応じた中小企業のコミュニティを構築し、技術・製品開発等に向けたハンズオン支援を行います。また、大手企業等への提案機会を設けることでビジネスチャンスの拡大につなげます。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 多摩支社 ☎ 042 (500) 3901

(4) 知的財産活用

知的財産の創造・保護・活用の支援

中小企業の優れた発明、製造ノウハウ、デザイン、著作権等の知的財産の創造、保護、活用の支援を行います。

東京都知的財産総合センターのご案内

東京都知的財産総合センターは、中小企業の知的財産の創造・保護・活用の促進を目的として、東京都が設立し、(公財)東京都中小企業振興公社が運営している機関です。知的財産に関する様々な相談や情報発信等を各分野の専門家により、総合的かつ専門的に行ってています。

・相談

- ・知的財産に関する相談（特許・意匠・商標・著作権・海外出願・先行技術調査等）に、専門知識と経験を有する専門家が中小企業の皆さまの抱える問題点を整理し、実践的・総合的にアドバイスします。
必要があれば、弁理士、弁護士が相談に加わり、専門的なアドバイスをします。

・普及啓発

- ・知的財産に関するセミナー・シンポジウムを開催します。
- ・特許、意匠、商標、著作権、知財戦略、ノウハウ管理、技術契約、技術流出防止、海外知的財産等のマニュアルを発行しています。

・知的財産活用製品化支援事業

大企業等の保有する知的財産を活用し、その知的財産を利用したい中小企業とのマッチングを実施します。知的財産の使用について合意を得られた中小企業の新製品の開発・製品化を支援します。

・ニッチトップ育成支援事業

知的財産戦略の策定・実施に係る高度な課題の解決を図るため、相談・指導や専門人材の育成など最長3年間の継続的支援を行います。

・弁理士マッチング支援システム

インターネットを利用した中小企業と弁理士との出会いの場を提供しています。

・助成

外国への知的財産出願費用、外国侵害調査などにかかる費用の助成事業を行っています。

詳細は融資・助成制度のページをご覧ください。

※城東・城南・多摩の各支援室においても知的財産に関する一般相談等を行っています。

問合せ先

東京都知的財産総合センター	☎ 03 (3832) 3656
同 城東支援室（城東地域中小企業振興センター内）	☎ 03 (5680) 4741
同 城南支援室（城南地域中小企業振興センター内）	☎ 03 (3737) 1435
同 多摩支援室（産業サポートスクエア・TAMA内）	☎ 042 (500) 1322
産業労働局商工部創業支援課	☎ 03 (5320) 4745

(5) 世界発信コンペティション

中小企業等が開発した、革新的で将来性のある製品・技術、サービスを都知事が表彰し、受賞製品・技術、サービスの広報を行います。

問合せ先

製品・技術（ベンチャー技術）部門：産業労働局商工部創業支援課	☎ 03 (5320) 4745
サービス部門：（公財）東京都中小企業振興公社 中小企業世界発信プロジェクト事務局	☎ 03 (5822) 7239

(6) デザイン活用の支援

デザイン経営支援事業

デザイン経営スクール

中小企業とデザイナーを対象に、「デザイン経営」を体系的に学ぶスクールを開講します。座学や企業見学、ワークショップなどを通じて中小企業とデザイナーが一緒に学ぶとともに、互いの考え方を共有することで、「デザイン経営」を推進する人財を育成します。

デザイン導入支援セミナー

中小企業の企業運営・商品開発へのデザイン導入を促すため、講義形式の中小企業向け無料セミナー（デザインの機能や導入方法、導入成果事例の紹介等）を実施します。

デザイン活用ガイド・デザイン関連事業パンフレット

中小企業によるデザインを活用した商品開発を促進するため、デザインを活用するまでの基本的な考え方やデザインの有効な活用法などについてのガイドや、都や都関連団体で実施しているデザイン関連の事業を網羅したパンフレットを作成し、情報提供します。

デザイン相談事業

デザイン活用の実践に踏み出そうとする中小企業の個々の状況を聞き取り、それに応じたデザイン実践の適切かつ具体的なアドバイス等を提供します。

東京デザイナーデータベース運営事業

中小企業と協働意欲のあるデザイナーを紹介するデータベースの運営管理を行い、中小企業のデザイン活用を支援します。

マッチング事業

東京デザイナーデータベースを核として、商談会やサイト上でのWebマッチングを実施し、中小企業とデザイナーとの協働が生まれやすい環境を整備します。

問合せ先

(公財) 東京都中小企業振興公社 総合支援課	☎ 03 (3251) 7917
------------------------	------------------

東京デザインコンペティション事業

東京都内のものづくり中小企業と優れた課題解決力と提案力を併せ持つデザイナーとが協働することを目的とした、企業参加型のデザイン・事業提案コンペティションを実施します。

問合せ先

産業労働局商工部創業支援課	☎ 03 (5320) 7572
(公財) 日本デザイン振興会	☎ 03 (6743) 3777

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

8 地域産業の活性化を図りたい

商店街の活性化

商店街チャレンジ戦略支援事業

商店街等が行う街路灯設置等のハード事業やホームページ作成、キャッシュレス決済等のIT機能強化を図るための事業等の活性化事業、イベント事業、地域連携型商店街事業、地域力向上事業、政策課題対応型商店街事業及び広域支援型商店街事業に要する経費の一部を助成します。

- 地域連携型商店街事業

商店街が、町会・自治会やNPO法人等の地域団体と実行委員会を組織し、地域の活性化に向けて行う事業を支援します。

- 政策課題対応型商店街事業

環境負荷の低減や防災・防犯、国際化への対応等、都が直面する行政課題の解決につながる取組を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

各区市町村商業担当課(☎→p82)

- 広域支援型商店街事業

2以上の区市町村の区域で行う広域的な商店街等の取組を支援します。

問合せ先

東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231

商店街ステップアップ応援事業

商店街への専門家派遣を実施するとともに、商店街が行う調査・計画策定に対して支援を行うことで、商店街の主体的で計画的な取組を後押しします。

- 専門家派遣

商店街の活性化に向けて、新たな取組にチャレンジする商店街に対して、中小企業診断士やイベントプランナー等の専門家が現場に出向いてアドバイスを行います（無料）。

問合せ先

商店街ステップアップ応援事業事務局（東京都商店街振興組合連合会内） ☎ 03 (3547) 3787

- 市場調査、計画策定支援

東京都商店街振興組合連合会が行う専門家派遣等を利用した商店街が市場調査や計画策定を行う場合に、区市町村と連携して支援します。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

商店街空き店舗活用事業

商店街にとって主要な課題となっている空き店舗問題に対して必要な支援を行うことで、空き店舗の利用促進を図ります。

- 空き店舗活用モデル事業

空き店舗を活用し、地域課題の解決や商店街の賑わい創出につながる先進的な取組を行う商店街を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

- 空き店舗ポータルサイトの運営

都内商店街の空き店舗に関する総合的な情報を発信します。

TOKYO商店街空き店舗ナビ <https://akitempo.tokyo/>



問合せ先

東京都商店街振興組合連合会 ☎ 03 (3542) 0231

商店街リノベーション支援事業

外部の専門家が地域ニーズを拾い上げながら商店街再生に向けた構想を取りまとめ、商店街のリノベーションやテナントミックス等の手法により商店街を再構築する取組を後押しします。具体的には、専門家を受け入れる意向のある商店街を募集するとともに、手を挙げた商店街の価値向上をプロデュースするスキルを持つ専門家を選定して支援を行います。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4787

★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

進め！若手商人育成事業

次代の商店街を担う若手商人を中心に据えた、「商店街の人づくり」に多面的に取り組みます。

本事業は、(公財)東京都中小企業振興公社が募集及び事業を実施します。

- ①商店街パワーアップ作戦（専門家の派遣）
- ②商店主スキルアップ事業（専門家の派遣）
- ③商人大学校
- ④商店街リーダー実践力向上塾
- ⑤商店街起業促進サポート事業
- ⑥中小小売商業活性化フォーラム

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課
 (公財)東京都中小企業振興公社経営戦略課 ☎ 03 (5320) 4787
 ☎ 03 (5822) 7237

大型店の新設・変更の届出

大規模小売店舗（大型店）は、不特定多数の来客、来車、大規模な物流等を伴うため、周辺の地域の生活環境に影響を及ぼす可能性を有する施設です。

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)では、店舗面積の合計が1,000m²を超える店舗を新設・変更する者(設置者)の都道府県への届出を義務付け、設置者が配慮すべき事項として、大型店の立地に伴う交通渋滞、騒音、廃棄物等に関する事項を定めています。

問合せ先

産業労働局商工部地域産業振興課 ☎ 03 (5320) 4777・4788~9

地域特産品の振興

東京産の農林水産物を原材料として製造された加工食品などについて、魅力ある特産品の新たな開発を支援するとともに、東京都の地域特産品として認証を行うことにより、認知度を高め、普及に取り組んでいます。

○東京都地域特産品認証食品について



東京都内産の原材料を使用している加工食品または東京の伝統的手法など生産方法に特徴があると認められる食品について、商品に込めた思いやこだわり、味や品質等を審査し、東京都が認証した食品です。

認証を受けた食品には、東京都独自のマーク（通称「Eマーク」）を付けることができます。

○地域特産品の開発支援

東京産の原材料の使用や、独自の技術、東京に伝わる伝統的な製造技術などの活用により、東京ならではの魅力ある特産品を製造販売する都内食品事業者に対し、その開発に必要な経費を助成します。

○地域特産品の販路開拓

東京都地域特産品認証食品を「東京の特産品」として、パンフレット等を配布しPRするとともに、小売店等における特設売り場での販売、食品関連イベントへの出展等を通じた販路拡大を支援します。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎ 03 (5320) 4778



★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。

伝統工芸品産業の振興

伝統的な技術・技法を保存し、これらの産業を振興するため、現在41品目を東京都伝統工芸品として指定し、各種振興策を実施しています。

東京都伝統工芸品の指定制度

下記の要件を備える工芸品について、「東京都伝統工芸品産業振興協議会」の意見を聴いて、東京都知事が東京都伝統工芸品に指定しています。

- 製造工程の主要部分が手工業的であること。
- 伝統的な技術又は技法により製造されるものであること。
- 伝統的に使用されてきた原材料が主たる原材料として用いられ、製造されているものであること。
- 都内において、一定の数の者がその製造を行っていること。

東京都伝統工芸品マーク

このマークがついている製品は東京都知事が指定した伝統工芸品です。

都の紋章と伝統工芸品の頭文字の「伝」をあしらいました。



東京都の伝統工芸品

村山大島紬※、東京染小紋※、本場黄八丈※、江戸木目込人形※、東京銀器※、東京手描友禅※、多摩織※、東京くみひも、江戸漆器、江戸鼈甲※、江戸刷毛、東京仏壇、江戸つまみ簪、東京額縁、江戸象牙、江戸指物※、江戸簾、江戸更紗、東京本染ゆかた・てぬぐい、江戸和竿※、江戸衣裳着人形※、江戸切子※、江戸押絵羽子板、江戸甲冑※、東京籐工芸、江戸刺繍、江戸木彫刻、東京彫金、東京打刃物、江戸表具、東京三味線、江戸筆、東京無地染※、東京琴、江戸からかみ※、江戸木版画※、東京七宝、東京手植ブラシ、江戸硝子※、江戸手描提灯、東京洋傘

※については、国からも伝統的工芸品として指定されています。

なお、「江戸衣裳着人形」と「江戸甲冑」は「江戸節句人形」の名称で国指定を受けています。

主な支援策

東京都伝統工芸品を対象に、販路開拓、技術者の地位向上、新商品開発・普及促進等の支援策を行っています。

- 販路開拓
東京都伝統工芸品の市場開拓や消費者への普及を図るために、東京都伝統工芸品展等を開催しています。また、ECサイトを活用し、伝統工芸品の販売及びプロモーションを支援します（令和3年度中に開設予定）
- 技術者の地位向上
高度な伝統的技術・技法を保持する者を「東京都伝統工芸士」として認定し、技術者の地位向上と後継者の確保を図っています。
- 新商品開発・普及促進
東京手仕事プロジェクトにおいて、伝統工芸品事業者とデザイナーの協働により、高品質でデザイン性の高い新商品の開発を支援しています。
また、テストマーケティングや各種の展示会出展等により、伝統工芸品等の新たな販路を開拓するとともに、東京の伝統工芸品のブランド価値を高め、国内外への普及を支援しています。
- 経営基盤の強化
伝統工芸の製造事業者が抱える様々な経営課題に対応し、経営基盤を強化することで、環境変化に対応できる経営体質を作り上げる支援を行うとともに、指定品目ごとの経営モデルを構築していきます。

問合せ先

産業労働局商工部経営支援課 ☎03(5320)4659

(公財)東京都中小企業振興公社 城東支社 ☎03(5680)4631

<https://dento-tokyo.jp/>



★融資制度は31ページ、助成制度は38ページをご覧ください。